

矢掛町地域防災計画
(第1編 風水害等対策編)

第1章 総則

第1節 総則

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、矢掛町防災会議が矢掛町・関係機関・住民等が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営計画を作成したものであり、これを効果的に活用することによって、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

第2 計画の性格

矢掛町地域防災計画は、「風水害等対策編」と「地震災害対策編」及びこれを補完するための「資料編」をもって構成するものとし、「岡山県地域防災計画」とも十分な調整をとる。

本計画は、「風水害等対策編」であり、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち風水害等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおける基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、更に関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

第3 計画の構成

本計画は、「災害の予防」、「災害の応急対策」及び「災害の復旧」の3本柱で構成し、これを補完するため「資料編」を作成する。

第4 災害の想定

本計画の作成に当たっては、本町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化、産業集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案したうえで、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。なお、地震災害対策は別編とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 1 暴風等による災害
- 2 大雨等による災害
- 3 上記1、2のほか異常気象による災害
- 4 大規模な火災
- 5 危険物の爆発等による災害
- 6 可燃性ガスの漏洩・拡散等による災害
- 7 有害ガスの漏洩・拡散等による災害
- 8 道路構造物の被災等による道路災害
- 9 鉄道における災害
- 10 航空機事故による災害
- 11 その他の特殊災害

第5 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町本部・・・・・・・・・・矢掛町災害対策本部をいう。
- (2) 県本部・・・・・・・・・・岡山県災害対策本部をいう。
- (3) 県地方本部・・・・・・・・岡山県備中地方災害対策本部をいう。
- (4) 消防組合・・・・・・・・井原地区消防組合消防本部をいう。
- (5) 町本部長・・・・・・・・・・矢掛町災害対策本部長をいう。
- (6) 県本部長・・・・・・・・・・岡山県災害対策本部長をいう。
- (7) 県地方本部長・・・・・・・・岡山県備中地方災害対策本部長をいう。
- (8) 県警察・・・・・・・・・・岡山県警察をいう。
- (9) 防災計画・・・・・・・・・・矢掛町地域防災計画をいう。
- (10) 県防災計画・・・・・・・・岡山県地域防災計画をいう。
- (11) 防災関係機関・・・・・・・・ 矢掛町， 県， 指定地方行政機関， 指定公共機関， 指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。

第2節 防災会議

1 矢掛町防災会議

町の地域に係る防災に関し、町の業務を中心に、地域内の公共的機関その他防災関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法第16条及び矢掛町防災会議条例に基づき、矢掛町防災会議（以下「防災会議」という。）を設置する。町の地域に係る防災計画を作成し、及びその実施を推進し、また、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。

2 矢掛町地域防災計画の作成及び修正

防災会議は、災害対策基本法に基づき防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県防災計画を参考とし、特に県防災計画において計画事項として示すものについては、地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と、自発的協力を得ることが重要である。

また、防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知する。

***資料2-1 矢掛町防災会議条例**

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 矢掛町

矢掛町は、町域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 岡山県

岡山県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 矢掛町

[町行政機関]

- (1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 自主防災組織の育成を行う。
- (3) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- (4) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (5) 災害広報を行う。
- (6) 避難準備情報、避難勧告又は避難指示の発令を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 被災者の広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。
- (9) 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (11) 被害の調査及び報告を行う。
- (12) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (13) 水防活動及び消防活動を行う。

- (14) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (15) 公共土木施設、農地及び農林業施設等に対する応急措置を行う。
- (16) 農産物等に対する応急措置を行う。
- (17) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (18) 公共土木施設、農地及び農林業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (19) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。

[矢掛町消防団]

- (1) 消火活動を行う。
- (2) 火災予防及び水防活動を行う。
- (3) 住民の避難・誘導を行う。
- (4) 行方不明者の捜索を行う。
- (5) その他災害現場の応急対策を行う。

2 井原地区消防組合消防本部

- (1) 消防施設の整備を行う。
- (2) 災害救助及び救急活動を行う。
- (3) 消防活動における統括指揮を行う。
- (4) 予警報等の通報の連絡及び情報収集を行う。
- (5) 災害予防及び防災活動を行う。
- (6) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (7) 市町災害対策本部との連絡及び調整を行う。

3 岡山県

[県行政機関及びその出先機関]

- (1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- (3) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (4) 災害広報を行う。
- (5) 市長村が実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。
- (6) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 水防法・地すべり等防止法に基づく立ち退きの指示を行う。
- (9) 災害時の防疫、その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (10) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整を行う。
- (11) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (12) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (13) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (14) 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。
- (15) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災及び災害復旧を行う。
- (17) 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくは斡旋を行う。
- (18) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (19) 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- (20) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (21) 指定行政機関等に災害応急対策等のための職員の派遣要請を行う。
- (22) 市町村長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。

- (23) 内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。
- (24) 市町村が実施する被災者の広域一時滞在の調整、代行を行う。
- (25) 指定行政機関又は指定地方行政機関に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (26) 市町村が災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に物資又は資材の供給に必要な措置を行う。
- (27) 運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請、指示を行う。
- (28) 県が管理する港湾区域及び漁港区域の施設の維持管理及び清掃等を行う。
- (29) 有害ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

[県警察]

- (1) 災害警備計画に関する業務を行う。
- (2) 災害警備用資機材の整備を行う。
- (3) 災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。
- (4) 救出救助及び避難誘導を行う。
- (5) 行方不明者の捜索及び遺体の見分、検視を行う。
- (6) 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。
- (7) 犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。
- (8) 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

4 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

[水道事業者（町内の水道工事事業者）]

- (1) 災害時における飲料水等の緊急補給を行う。
- (2) 被災水道の迅速な応急復旧措置を行う。

[高圧ガス関係事業者]

- (1) ガス供給設備の災害予防措置を行う。
- (2) 被災施設及び設備の応急復旧を行う。

[医療機関（笠岡医師会）]

- (1) 救護班、医療班の編成及び医療救護を行う。
- (2) 開設又は管理する医療施設の救護所、委託医療機関としての活用を行う。

[輸送関係事業所（岡山県トラック協会県西支所）]

- (1) 災害応急対策の実施にかかる輸送について、防災関係機関への協力を行う。

[報道機関]

- (1) 防災に関する報道について住民に対し、迅速に周知させるための協力を行う。
- (2) 災害応急対策の実施にかかる資機材の提供要請を行う。

[建設関係業者（町内土木建設業者）]

- (1) 災害応急対策の実施にかかる建設機械による障害物の除去及び救出救助の協力を行う。
- (2) 災害応急対策の実施にかかる資機材の提供要請を行う。

[農林業・経済団体（倉敷かさや農業協同組合，備中南森林組合，備中西商工会矢掛支所，矢掛町土地改良協会）]

各関係の被害調査，応急対策等の協力を行う。

[文化・厚生・社会団体（矢掛町社会福祉協議会，矢掛町ボランティアのぞみ会，やかげ女性連絡協議会）]

被災者に対する保護対策，防災関係機関の行う応急対策，義援金の募集等について協力する。

[アマチュア無線の団体]

災害時における非常無線通信の確保に協力する。

[自治協議会及び自治会]

地域防災のため自発的な防災組織として，災害に際し危険箇所の監視，災害予防及び応急活動の協力等を行う。

[危険物施設の管理者]

自社の施設に関し，防災管理上必要な措置を行うとともに，近隣で災害が発生した場合の防災活動の協力等を行う。

第4節 矢掛町の概要

第1 自然的条件

1 位置及び地勢

本町は岡山県の西南部に位置し、北西は井原市、南は笠岡市及び浅口市と隣接し、東は倉敷市及び総社市とそれぞれに接して、高梁川の支流小田川の流域に開けた町である。

小田川とその支流美山川の流域に開けた矢掛町は、周囲を比較的ゆるやかな丘陵に囲まれた盆地をなしており、東西の長さは12 km、南北は15 km、周囲は55 kmで、総面積は90.62 km²である。

総面積に対し、山林、原野66.0%、耕地16.0%、宅地4.6%、その他13.4%の比率となっている。

地質は、ほとんどが上部古生層に属し、花崗岩地帯が大半を占めている。

第2 気候

矢掛町の気象は、瀬戸内海気候に属しており、気温が温暖で降雨量が少なく、日本の最寡雨地帯に属しており、年間平均気温は15℃位で、年間降雨量は1,100mm程度である。

- ・ 四季の特徴点 四季の変化が著しく、夏は南東季節風が卓越し比較的雨が多く、冬は北西の季節風の影響により乾燥したものとなる。
- ・ その他の特徴点 台風に伴う集中豪雨、季節風による火災、春から夏にかけて梅雨前線の停滞による豪雨が多く、これらに起因する災害がしばしばあり、被害も甚大である。

第3 災害の想定

1 台風

台風は8～9月に来襲することが多く、台風災害は暴風による風害と豪雨等による水害である。

台風が矢掛町より東方200km以上、西方400km以上離れた地点を北東進する場合には、町内に被害は比較的少ないが、西側すなわち九州東部から四国西部、そして広島県へと台風が通過する場合には、台風の移動速度に台風のうず巻きの速度が加わるために強風となる。

また、このうず巻きに伴って温暖気流が四国山地と紀伊山地間の紀伊水道低地部より、瀬戸内海東部に流れ込むため、豪雨を伴って洪水を引き起こすなど大きな被害を発生させる。

台風の被害は農作物が中心で、家屋、山林等にも被害を受けるが、台風による被害よりも、これが原因で生ずる豪雨等による被害が甚大である。

2 大雨

大雨の原因を大別すると、台風、梅雨前線、雷雨の3種がある。大雨の時期は6月から9月までが一番多く、特に6・7月の梅雨末期に前線の停滞による大雨が降りやすく、8月・9月には台風が豪雨を伴い来襲することが多い。

過去、小田川水系では60mm～80mm程度の雨量で小規模の被害が発生しはじめ、100mm～150mm程度の雨では河川のはん濫、堤防の決壊、山崖くずれ、洪水等による全般的な大災害を発生させている。

降雨状況から見ると、一口に何mm程度を超える水害が発生するといっても、長雨が続いているような場合と干天後のような場合、また、降雨時間搭によって状況が異なるので、その状況によっては、そう多くない雨量でも局地的に被害が発生することがあるので、予断を許せない。

さらに、この時期には雷雨による集中豪雨に襲われることも多く、大きな被害を引き起こすおそれがある。

3 地すべり、山崖崩れ

町内には採石・採土場が多く、長期にわたる降雨があれば、特に大きな被害をもたらすおそれがある。

4 火災

火災の発生は、年間を通じて12月から4月にかけて多く発生している。発生件数は、年間平均10件前後で、そのうち林野火災と建物火災がほとんどである。

出火原因は、たばこの火、たき火、草焼き等が多く、人為的要因が大部分を占めている。

一方、社会経済の発展と生活様式の変化に伴い、火災形態が複雑多様化、大規模化する危険性が增大しており、火災を取り巻く環境は厳しくなってくるものと予想される。

5 交通事故

国民皆免許時代の到来とともに大量交通時代を迎える中で、高齢化社会への移行や若者を中心とした交通安全意識の希薄化等、道路交通を取り巻く環境は益々悪化しており、今後も交通事故の多発が懸念される。

事故原因は、高齢者では車両の直前直後の横断や交差点での一時不停止、若者では暴走運転によるものなど、基本的ルールの無視によるものが大半である。

6 鉄道災害

平成11年1月11日から第3セクター井原鉄道株式会社が、総社市から広島県福山市神辺町までを結ぶ鉄道の営業を開始しており、災害時における鉄道交通の確保と安全性が求められるとともに、列車の衝突等による大規模な被害も予想される。

7 その他の産業災害

産業経済の急速な発展により、予測することの出来ない大災害のおこる潜在的な危険性を有している。特に、石油、ガスの流出等により火災、爆発、中毒などの災害を生ずる危険性が大きくなっている。しかも、これらの災害は突発的に発生し、多数の人命、身体に被害を与えるおそれがある。

第4 主な災害状況

1 本町における主な災害記録

(1) 水害

ア 昭和47年7月集中豪雨災害

(ア) 災害の原因

昭和47年7月11日から降り始めた集中豪雨

(イ) 災害の期間

昭和47年7月11日から7月13日

(ウ) 災害発生場所又は地域

町内全域

(エ) 災害及び被害の状況

矢掛市街地、小田市街地、山田土生部落、小田寺迫部落の家屋へ浸水、特に山田土生部落の被害が大きく、軒先まで浸水した家屋は、対策本部の指示により山田小学校へ避難、また、町内全域で中小河川の決壊、山崖崩れが発生したが、大きな被害には至らなかった。

(オ) 降雨量及び小田川水位

延降水量 201.5mm (S47.7.11 20:00~7.12 17:00)

小田川最高水位 5.50m (S47.7.11 10:00 弦橋観測所)

イ 昭和51年9月台風17号による豪雨被害

(ア) 災害の原因

昭和51年9月11日から13日にかけて台風17号の接近による集中豪雨

(イ) 災害の期間

昭和51年9月11日から9月13日

(ウ) 災害発生場所又は地域

町内全域

(エ) 災害及び被害の状況

昭和51年9月8日から13日にかけて来襲した台風17号は、当地方にとっては60年ぶりという大きな被害をもたらし、特に矢掛市街地では約90%の家屋が床上浸水し、また、公共施設、道路、河川並びに農林業施設に壊滅的な損害をもたらした。

(9月12日災害救助法適用)

(オ) 降水量及び小田川水位

延降水量 443.5mm (S51.9.8 13:00~9.13 21:00)

小田川最高水位 5.30m (S51.9.12 6:00 弦橋観測所)

(2) 火災

ア 昭和46年3月矢掛町宇角山林火災

昭和46年3月13日午後1時頃、宇角牧野の造成地から出火した火は折からの西風にあおられ、近隣の総社市及び真備町(現倉敷市)に達し、同日午後11時鎮火、山林約33haを焼失した。

イ 平成16年2月矢掛町南山田山林火災

平成16年2月16日午後2時頃、南山田小迫地区の田から出火した火は、空気が乾燥した中、山中へと燃え広がり、ヘリコプター4機の応援を受け、翌日、午後5時頃鎮圧、約14haを焼失した。

第2章 災害予防計画

第1節 防災業務施設・設備等の整備

町は、処理すべき業務が、迅速・的確に実施できるよう、施設・設備等を整備充実する。

第1 消防施設・設備等【総務企画課・消防団】

- 1 消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓・防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施する。
- 2 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。
- 3 関係事業者は、火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火体制の整備と消防機関との連携を強化するとともに、関係機関相互の連携強化を図り、有事の際の即応体制の確立に努める。

*資料1-1 消防力一覧表

第2 通信施設・設備等【総務企画課】

- 1 防災無線設備の整備
有線電話が途絶した場合には、基本的には本町の地域防災系防災行政無線を使用することとなり、県防災行政通信ネットワーク、警察、日本電信電話株式会社の無線を併用することとなるが、新たにデジタル化を導入した次期防災無線の整備計画を検討し、町本部と防災関係機関及び避難所等との連絡体制を整備する。
- 2 有線放送電話
予警報の伝達等非常時の一斉放送等、緊急措置が講じられるよう倉敷かさや農業協同組合と事前に協議し、防災業務に利用できるよう強化を図る。
- 3 ケーブルテレビ
通信網の多ルート化という観点からも、有線放送電話の補完的機能として、予警報、避難の勧告・指示等の伝達等非常時の緊急一斉文字放送の緊急措置が可能となるよう矢掛放送株式会社と事前に協議計画し、防災業務に利用できるよう強化推進する。また、音声告知放送システムの導入検討を行う。
- 4 民間無線の利用
アマチュア無線等民間無線について、災害応急対策、情報収集等災害時における運用について日頃から協力体制の強化を図る。
- 5 通常点検
災害時に備え、平素から定期的に通信施設の保安管理について点検整備を実施する。

*資料1-2 通信施設一覧表

第3 水防施設・設備等【総務企画課、農林建設課】

重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、麻袋、スコップ、カケヤ等水防資機材を備蓄する倉庫の整備、改善及び点検を実施する。

また、樋門の整備、ポンプ場の点検、整備を実施する。また、ポンプ場への自家発電設備の整備を検討する。

*資料1-3 水防資機材備蓄状況一覧表

第4 救助施設・設備等【総務企画課・教育委員会】

- 1 効率的な救助・救急活動を行うため、職員の安全確保を図りつつ、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。
- 2 人命救助に必要な救急車、ヘリコプター等の救助用機械、担架等の救助用資機材について、その機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善及び点検する。
- 3 避難所における仮設トイレ、マット、通信器機等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さ

らに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

- 4 指定された避難所等に食料、飲料水、毛布等必要物資等の備蓄に努める。
- 5 避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。
- 6 必要な物資の備蓄に当たっては、町民が最低限備蓄すべきものや県と町の役割分担を明確にしたうえで、計画的な備蓄を進める。

***資料1-4 ヘリポート適地**

第5 医療救護用資機材等【保健福祉課・矢掛病院】

1 医療救護用資機材等の整備

- (1) 町及び医療関係機関等は、負傷者が多数に上る場合を想定して、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に努める。
- (2) 町及び医療関係機関等は、あらかじめ相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関相互の連絡連携体制についての計画を作成する。

第6 その他の施設・設備等【総務企画課・農林建設課・保健福祉課・教育委員会】

災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要なトラック等の車両や広報用車両等の整備、改善及び点検を実施する。また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施する。

第2節 防災業務体制の整備

第1 職員の体制【全課】

- 1 町は、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。
また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。
- 2 町は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。
- 3 町は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
- 4 夜間、休日等の職員の緊急呼出については、町（宿日直者）に入った情報を災害連絡要員に、携帯電話等において連絡することにより、早期に対応できる体制を整える。また、災害現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を指名しておく。

第2 情報収集・連絡体制【総務企画課】

- 1 町は、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施するため、県が保有する気象情報及び河川情報を早期に提供する防災情報システムの活用を図る。
- 2 衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 3 災害時に有効な携帯電話、衛星携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。
- 4 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。
 - (1) 無線通信ネットワークの整備・拡充、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保
 - (2) 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化を推進
 - (3) 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加
 - (4) 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築
 - (5) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅牢な場所への設置等

第3 防災関係機関相互の連携体制【総務企画課】

- 1 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から関係機関や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、あらかじめ町は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また、町は燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材等の調達について、関係機関や民間事業者との連携に努める。
さらに、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。
- 2 町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- 3 町は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。
- 4 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- 5 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に

- 係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- 6 町は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要なとなる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。
 - 7 町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。
 - 8 町は、消防の応援について、近隣市町と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
また、同一の水系を有する上下流の市町間においては、相互に避難勧告等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備しておく。
 - 9 町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。

*資料 2-7 岡山県下消防相互応援協定

*資料 2-8 矢掛町、笠岡市消防相互応援協定書

*資料 2-9 災害時における応急措置等の実施に関する協定

*資料 2-10 協定締結建設業者一覧

*資料 2-11 災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

*資料 2-12 非常災害時における避難施設利用に関する協定書

*資料 2-13 災害時における矢掛町、矢掛町内郵便局間の相互協力に関する覚書

*資料 2-14 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

*資料 2-15 災害時における情報交換に関する協定書

*資料 2-16 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定

第3節 自然災害予防対策

第1 土砂災害対策【総務企画課・農林建設課】

方針

豪雨等の自然災害によるがけ崩れ等から人命、財産等を守るため、土砂災害対策事業を推進する。

実施内容

1 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条の規定に基づき、知事が急傾斜地崩壊危険区域を指定することになっている。

町は、危険箇所を調査把握し、一覧表を町防災計画に掲載するとともに、指定の要望、対策工事の推進について県と連絡を密にし、災害発生危険区域の解消に努める。

また、危険住宅の移転制度を活用し、災害の未然防止を図る。

***資料1-5 急傾斜地崩壊危険地区**

2 地すべり等防止対策

地すべり防止区域は、「地すべり等防止法」第3条の規定に基づき、主務大臣が指定することになっている。

町は、地すべり危険箇所を調査把握し、一覧表を町防災計画に掲載するとともに、指定の要望、対策工事の推進について県と連絡を密にし、地すべり危険区域の解消に努める。

***資料1-6 地すべり危険地区（法律指定以外）**

3 土石流防止対策

砂防指定地は、砂防法第2条の規定に基づき、国土交通大臣が指定することとなっている。

町は、土石流危険渓流を調査、把握し、一覧表を町防災計画に掲載するとともに、指定の要望、対策工事の推進について県と連絡を密にし、土石流危険渓流の解消に努める。

***資料1-7 土石流危険渓流地区**

4 土砂災害警戒区域における避難体制の整備

土砂災害警戒区域は、土砂災害防止法の規定に基づき、知事が基礎調査を実施し、指定することとなっている。

町は、警戒区域の指定があったときは、当該区域ごとに次の事項を定める。

- (1) 避難、救助その他当該計画区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関すること。
- (2) 土砂災害警戒情報の活用・伝達に関すること。
- (3) 土砂災害発生時の情報の収集・伝達に関すること。

また、当該区域で円滑な警戒避難が行われることを目的に、土砂災害ハザードマップの配布等により、土砂災害情報の伝達方法や避難場所等を周知する。

***資料1-8 山地災害危険地区**

5 崖崩れ及び土砂流出災害対策

宅地造成に伴う崖崩れ及び土砂流出危険箇所について、住宅造成等規制区域を県知事が指定し、常時監視員をパトロールさせることとなっているが、これら指定区域外においても、梅雨期及び台風期には、特別パトロールを実施し、その状況を情報連絡員に連絡するとともに、必要に応じ地域住民に周知させ災害発生に備える。

6 警戒避難対策

- (1) 町は、警戒避難体制に関する事項を次のとおり定める。

ア 警戒等基準雨量表

区 分	前日までの連続雨量が 100mm 以上あった場合	前日までの連続雨量が 40～100mm あった場合	前日までの降雨がない 場合
第1次 警戒体制	当日の日雨量が 50 mmを 超えたとき	当日の日雨量が 80 mmを 超えたとき	当日の雨量が 100 mmを 超えたとき
第2次 警戒体制	当日の日雨量が 50 mmを 超え、時雨量 30 mm程度 の強雨が降りはじめた とき	当日の日雨量が 80 mmを 超え、時雨量 30 mm程度 の強雨が降りはじめた とき	当日の日雨量が 100 mm を超え、時雨量 30 mm程 度の強雨が降りはじめ たとき

ただし、降雪、融雪時並びに地震、地すべり等発生時は別途考慮するものとする。

イ 第1次警戒体制においては、町消防団員が危険箇所の警戒巡視を行い、情報連絡員との連絡を密にするとともに、住民等に対し広報を実施する。

ウ 第2次警戒体制においては、住民等に対して避難準備を行うよう広報するほか、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の勧告・指示等の措置を実施する。

エ 警戒措置

梅雨期、大雨期には、土石流危険渓流、地すべり及び急傾斜地崩壊危険箇所については、雨水の排除に努めるとともに、常時巡回を行い地勢の変化や湧水に注意し、異常が発見された場合は、警戒体制を整え、必要に応じ町長は避難について指示するものとする。

(2) 土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について土砂災害ハザードマップ等により住民に周知させるよう努めるものとする。

第2 水害対策【総務企画課・農林建設課】

方針

洪水等による河川災害を防止するため、国及び県と連携し、河川改修等の治水事業を実施する。また、洪水予報指定河川については、あらかじめ浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行う。

実施内容

1 河川対策

河川のはん濫を防止して流域の災害に対する安全度を高めるため、県とともに積極的に河川改修を促進するとともに、中小河川の増水による低地浸水を防ぐため、湛水防除事業や排水溝の整備等を計画的に推進する。また、立木伐採やしゅんせつを県へ要請し、あわせて岡山アダプト活動団体や矢掛町まちピカ団体等による住民参加の護岸等の清掃を積極的に行い、河川の美化と環境保全に努める。

町は、洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図るために必要な事項について洪水ハザードマップ等により住民に周知するよう努める。

***資料1-9 河川堤防危険地区**

2 用排水路対策

家庭排水による水質低下が著しいので、用排水路の分離等の整備を図る必要がある。このため、水路改修により流水速度を速め、汚濁水の排除を図るとともに維持管理については、次の点に留意する。

- (1) 水路の破損部分、せい弱部分等のある場合は、出水に備え補修を行う。
- (2) 地盤のゆるみ、土砂埋没による通水断面の縮小部分については、十分点検、管理を行い災害を未然に防止する処置をとる。
- (3) 水路内にじん介等の投棄を防ぎ、流水の妨げとならないよう措置する。
- (4) 防災関係機関、町内会等の団体及び住民との協力一致体制によるじんかい除去、清掃運動を推進する。

(5) 緊急時に備え排水ポンプ施設の点検を行い、特にエンジンの調整は平素から十分行う。

3 ため池対策

町管理のものについては、農林建設課において管理されているため池台帳により、そのため池の状態をよく把握するとともに、ため池の決壊を未然に防止するため早急に補強を行い、次のとおり維持管理を行う。

- (1) 堤体は常に草木等の繁茂を除き、亀裂、漏水などの異常がすぐ発見できるようにする。
- (2) 余水吐の堰上げは絶対さける。
- (3) 斜樋、低樋等の構造物は、貯水前に点検する。
- (4) 老朽化の著しいため池は、常に控え目な貯水にとどめる。
- (5) ため池内に流入浮遊して堤体の破損、余水吐の閉塞の原因となる物体は除去する。
- (6) 町及び受益者は、その池の危険箇所を常時巡回点検し、危険状態の早期発見に努める。

*資料1-10 ため池管理一覧表

4 治山対策

(1) 治山事業の推進

林地における、山腹崩壊地、荒廃溪流の復旧並びに崩壊危険地の予防事業を推進し、森林の保全を図るとともに、降雨等による上流山地の土砂流出を防止する。

(2) 保安林等の整備強化

水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等の整備により森林のもつ洪水緩和、土砂浸食防止機能の強化を図る。

また、災害につながるおそれのある林地の無計画な開発、土砂採取を規制し、防災措置を講ずるよう指導する。

5 道路橋梁対策

町道については、出水により水没する道路の嵩上げ、通行不能となった場合の迂回路の整備、老朽した橋脚の補強等道路、橋梁の被害を防止又は被害に誘因となるものの排除等常に維持補修に努め、予防の万全を期する。

また、町の区域内の国道及び県道については、備中県民局と連携を密にして予防措置の推進を図る。

*資料1-8 山地災害危険地区

*資料1-11 矢掛町内採石採土場一覧表

第3 文教対策【教育委員会】

方針

町教育委員会等の関係機関は、園児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の生命、身体の安全を図り、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

実施内容

1 防災上必要な組織の整備

災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて、教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

2 防災上必要な教育の実施

学校等で災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限に止めるため、平素から必要な教育を行う。

(1) 児童生徒等に対する安全教育

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の高揚を図るため、学校、幼稚園において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施し、とりわけ学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう考慮する。

- (2) 地域等に貢献できる人材の育成
将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身に付けた人材を育成するための教育を推進するように努める。
 - (3) 関係職員の専門的知識の醸成及び技術の向上
関係職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習及び研修会等の実施を推進し、災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上を図る。
 - (4) 防災意識の普及
PTA、青少年団体、婦人団体等の研修会及び各種講座等社会教育の機会を活用して防災思想の高揚を図る。
- 3 防災上必要な計画及び訓練
児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。
 - (1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。
 - (2) 学校における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、児童会活動、生徒会活動等とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。
 - (3) 訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。
 - 4 登下校の安全確保
児童生徒等の登下校途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに作成し、平素から児童生徒等及び保護者への周知徹底を図る。
 - (1) 安全な通学路の設定
 - (2) 登下校の安全指導
 - (3) 定期的な安全点検の実施
 - 5 文教施設等の不燃、堅牢構造化の推進
文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃、堅牢構造化を促進する。
なお、木造建築物等については、使用木材の大断面化、厚手化、難燃化等に配慮した構造とするとともに、建物配置などに十分な防災措置を講じる。
また、校地等の選定、造成をする場合、災害に対する適切な予備措置を講ずる。
 - 6 文教施設・設備等の点検及び整備
文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。
また、災害時の施設・設備の補強等防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。
 - 7 危険物の災害予防
化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。
 - 8 文化財の保護
文化財保護のため住民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。
 - (1) 文化財に対する住民の愛護精神及び防災意識の高揚を図る。
 - (2) 文化財の管理者に対する防災知識の高揚を図るとともに、管理保護について指導・助言を行う。
 - (3) 適時、適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。
 - (4) 自動火災報知器の設置、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。
 - (5) 文化財及び周辺環境整備を常に実施する。

第4節 事故災害予防対策

第1 道路災害予防対策【総務企画課・農林建設課】

方針

道路等陸上災害を防止して、道路交通の安全を確保するため、県、県警察と協力し、次の対策を講じる。

実施内容

- 1 道路危険区域の点検
地すべり、崩土及び落石のおそれのある地区、路肩軟弱及び路面損壊の箇所、河川水衝部土石流発生のおそれのある地区を常時巡回点検し、危険状態の早期発見に努める。
- 2 道路危険地区に対する措置
道路災害発生のおそれのある危険地区に対しては、防災工事の促進を図るとともに、被害箇所には適切な応急措置を実施する。
またトンネル事故災害に備えた、非常用設備の整備、点検を行うとともに必要な措置を講じ、事故の未然防止を図る。
- 3 道路通行規制の実施
豪雨、地震等異常気象時における道路災害を予防するため、道路交通に支障を及ぼす事態が発生又は予想されるときは、直ちに道路の通行の禁止又は制限を実施する。
道路通行規制を実施したときは、道路利用者に対する広報、関係機関の意見聴取等を行い、交通の円滑を図る。
- 4 道路交通安全施設の整備
 - (1) 事故多発危険地域における原因を調査し、道路整備と事故防止施設の整備拡充を図る。
 - (2) 交通安全施設等の設備事業を推進する。
 - (3) 公安委員会等による合理的な交通規制を推進するとともに、危険物輸送車両の安全の確保に関する指導を強化する。
- 5 交通安全意識の普及徹底
 - (1) 町交通安全対策協議会の活動により、交通安全の普及徹底を図る。
 - (2) 各種報道機関の活用、講習会の実施、広報紙等により啓発する。
 - (3) 学校における交通安全教育の普及徹底を図る。
- 6 交通事故等に対する救急体制の整備、確立
 - (1) 救急業務処理体制の整備を図る。
 - (2) 医療機関との連携を強化し、救急医療体制の整備確立を図る。

第2 鉄道災害予防対策【総務企画課】

方針

災害時における鉄道交通の確保と安全を図るとともに、列車の衝突等による多数の死傷者の発生を防止する。

実施内容

- 1 鉄道交通の安全のための啓発
井原鉄道㈱は、踏切事故、置き石事故等の外部要因による事故を防止するため、ポスターの掲示、チラシ類の配布等により、事故防止に関する知識の普及啓発に努める。
- 2 鉄道の安全な運行の確保
井原鉄道㈱は、安全な運行を確保するため、次の事項の実施に努める。

- (1) 大雨等による災害を防止するため、路面の盛土、法面改良等の実施
 - (2) 異常時における列車防護及び関係列車の停止手配の確実な実施
 - (3) 防護無線その他の列車防護用具の整備
 - (4) 建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実
 - (5) 乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容に関する教育成果の向上
 - (6) 乗務員及び保安要員に対する科学的な適性検査の定期的な実施
 - (7) トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検
 - (8) 災害により列車の運転に支障が生ずるおそれのある時の線路の監視
- 3 鉄道車両の安全性の確保
- 井原鉄道株は、車両の安全性を確保するため、次の事項の実施に努める。
- (1) 新技術を取り入れた検査機器の導入及び検査精度の向上
 - (2) 検査修繕担当者の教育訓練内容の充実
 - (3) 故障データ及び検査データの科学的分析及び保守管理内容への反映
- 4 鉄道交通環境の整備
- 井原鉄道株は、交通環境の整備のため、次の事項の実施に努める。
- (1) 軌道や路盤等の施設の適切な保守及び線路防護施設の整備
 - (2) 列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備充実
- 5 通信手段の確保
- 井原鉄道株は、事故災害時重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努める。
- 6 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
- 井原鉄道株は、災害応急対策と災害復旧へ備えるため、次の事項の実施に努める。
- (1) 事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備及び防災関係機関との連携の強化
 - (2) 事故災害時の応急活動に必要な人員・機材等の輸送のための緊急自動車の整備
 - (3) 施設、車両の構造図等の資料の整備
- 7 再発防止対策の実施
- 井原鉄道株は、警察、消防等の協力を得て、事故災害の徹底的な原因究明を行うとともに、安全対策に反映し、同種事故の再発防止に努める。

第3 火災予防対策【総務企画課・消防団】

方針

町は、消防組合等の協力を得て、各種火災予防のため次の対策を実施する。

実施内容

- 1 消防力の強化
 - (1) 消防水利の定期的検査を行い、消防法に示す規準に従い整備を行うとともに、防火水槽及び消火栓の増強を図る。
 - (2) 消防用機械器具は、火災発生に対応できるよう常に適正な維持管理及び整備点検を行うとともに機器の充実を図る。
 - (3) 消防団組織の整備及び消防体制の強化を図る。
 - (4) 婦人防火クラブ等民間の消防協力組織の育成強化を図る。
 - (5) 企業体における自衛消防体制の整備強化を指導する。
- 2 火災予防査察の強化

消防法に基づき消防組合が行う予防査察について、次のとおり実施の推進を図る。

 - (1) 定期査察

年間査察の樹立に当たっては、消防組合と連携を密にし、管内の対象物を定期的に査察するよう

依頼する。

(2) 特別査察

消防組合消防長又は消防署長が、特に必要と認めた場合又は査察の依頼があった場合には、特別査察を実施するのでこれに協力する。

(3) 警戒査察

火災警報中、その他特に警戒を必要とする場合に警戒査察を実施する。

(4) 住宅査察

住民の理解と協力を得て、消防団幹部を中心に消防組合と協力して一般住宅の防火診断を実施する。

3 消防設備の整備促進

建築物に対する消火設備、警報設備、避難設備などの整備を推進する。

4 火災予防運動の展開

(1) 火災予防運動を春秋に実施するとともに、必要に応じて随時行う。

(2) 随時広報紙、有線放送、報道機関等により防火意識の普及を行う。

(3) 時宜に応じて講習会、講習会巡回等による一般啓発を行う。

5 特殊建物火災予防の指導

公衆の集会所、多人数の勤務する場所、木造大建築物等に対しては、建物内部進入順路、人命救助の方法、消防方法等についてあらかじめ万全の対策を講じるよう指導する。

第4 林野火災の防止対策【総務企画課・農林建設課・消防団】

方針

町民の林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

実施内容

1 山火事防止に関する啓発活動

山火事防止について、随時一般の注意の喚起に努め、毎年火災の多発する11月から4月頃にかけてを「山火事防止運動期間」と定め啓発活動を行う。

(1) 広報紙、新聞等によるPRを実施する。

(2) 広報車による巡回啓発、立看板等により広報啓発等を実施する。

(3) ポスター・チラシ等を印刷配付する。

(4) 教育機関における防火意識の徹底、標語募集による防火意識の啓発等を実施する。

2 山火事防止の警戒措置

(1) 警報伝達の徹底

町は消防組合と連絡を密にし、乾燥注意報、火災気象通報を受けるときは、消防団に連絡するとともに、広報車、有線放送等の確実な伝達により、地域住民への周知を図る。

(2) 火入れ指導の徹底

町長は火入れに当っては、森林法第21条を厳守させるとともに、気象の状況が火災の予防上危険状態であるときは、火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

(3) 巡視、監視の強化

町は消防組合等の協力を得て、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、及び山火事多発期間中（11月～4月）、彼岸、行楽シーズン等山林へ多数の人が出入りする時期には、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

(4) 森林の防火管理の徹底

町は、森林所有者に対し、防火帯、防火道、防火用水等の設置、整備を指導する。

(5) 消防設備の整備

町は、林野火災用消防水利（防火水槽等）及び消防施設の整備拡充を図る。また、防火線としての

役割を持たせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備する。

(6) ヘリコプターによる空中消火体制の整備

町は、消防組合と連絡を密にし、県から資機材を借り受けようとするときは、岡山県林野火災対策用空中消火運用要綱に定める手続きにより、ヘリコプターによる空中消火を積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施に努める。

第5 大規模な火災予防対策【総務企画課・消防団】

方針

大規模な火災の発生の防止や、大規模な火事による災害から町民を守るため、災害に強いまちづくりの推進、消防施設・設備の整備を図る。

実施内容

1 災害に強いまちの形成

(1) 町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、用水等を消火水利として活用するための施設の整備等により、災害に強いまちづくりを進める。

(2) 町は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(3) 町は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

2 防災知識の普及

町、県、公共機関は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながら、その危険性を周知させるとともに、火災発生時にとるべき行動、避難場所での行動等、防災知識の普及を図る。

3 消火活動関係

(1) 町は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(2) 町は、平常時から消防組合、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(3) 町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第6 危険物等保安対策【総務企画課】

方針

危険物（石油類等）、毒物・劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）による災害を発生及び拡大を防止するため、県、消防組合等の防災関係機関は、保安意識の高揚、取締まりの強化、自主保安体制の強化を図る。

実施内容

1 災害対策

(1) 危険物取扱所等の所有者、管理者に対し保安についての指導監督を行う。

(2) 必要に応じ立入検査、質問若しくは危険物に対する規制指導を行う。

(3) 法令の定めによる危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員の責任体制の確立を図る。

(4) 危険物取扱関係者に対する保安教育の徹底を図る。

2 輸送対策

(1) 容器、積載方法等の基準遵守を指導強化する。

(2) 車両火災の予防、安全運転の励行等について指導するとともに、消防その他関係機関による予防査察及び取締りを行う。

3 消火薬剤の緊急輸送対策

関係事業所等における消火剤の保有状況等の実態を把握するとともに、消防組合の化学消防車その他化学消防設備の有効利用について日頃から連携を密にし、緊急輸送体制の確立を図る。

4 事故原因の究明

県・町及び事業者は、危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

***資料1-12 危険物・高圧ガス大量保有事業所**

第7 高圧ガス保安対策【総務企画課】

方針

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、県・消防組合等の防災関係機関は、保安意識の高揚、取締りの強化及び自主保安体制の強化を図る。

実施内容

- 1 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費その他の取扱いについて、高圧ガス取締法に基づき、岡山県が実施している規制業務の実態を把握し、災害防止の指導に努める。
- 2 ボイラー及び圧力容器の製造及び取扱いについて、労働安全衛生法に基づき、岡山県労働基準局が実施している規制業務の実態を把握し、災害防止の指導に努める。
- 3 火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いについて、火薬類取締法に基づき、岡山県が実施している規制業務の実態を把握し、災害防止の指導に努める。

***資料1-12 危険物・高圧ガス大量保有事業所**

第8 火薬類保安対策【総務企画課】

方針

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、県・消防組合の防災関係機関は、保安意識の高揚、取締りの強化及び自主保安体制の強化を図る。

実施内容

- 1 法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。
- 2 県・消防組合・町及び事業者は、火薬類による事故・災害の発生に備え、防災体制の充実を図る。
- 3 県・消防組合・町及び事業者は、火薬類の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

第9 放射性物質の災害対策【総務企画課】

方針

町及び放射性物質取扱事業者は、放射性物質に係る事故等を予防し、万一の事故の際には、地域住民に対して放射線の影響が及ぶことのないよう、あらかじめ予防体制を整備する。

実施内容

1 放射性物質取扱事業者の措置

- (1) 関係法令に基づく適正な取扱・管理・運搬等を行うための保安規程の整備等，保安体制の整備に努める。
- (2) 保有又は使用している放射性物質の性状・取扱上の注意事項について防災関係機関への情報提供を行うなど，平素から連絡調整を行う。
- (3) 万一の事故に備え，消防その他関係機関との通信連絡体制を確立するとともに，事故等を想定した応急対応や連絡通報に関する訓練を実施する。

2 町の措置

町は，県及び防災関係機関と，放射性物質による事故等の連絡通報体制を整備する。

第5節 複合災害対策【総務企画課】

方針

町、県等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

実施内容

1 対応計画の作成

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

2 訓練の実施

町は、様々な複合災害を想定した訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第6節 防災活動の環境整備

第1 防災訓練【全課】

方針

防災関係機関，地域住民，自主防災組織及びボランティア団体等の地域に関係する多様な主体と連携した防災訓練を実施し，防災関係機関相互の協力体制の強化，予防並びに応急対策機能の向上を図り，町民の防災意識の高揚を図る。なお，防災訓練を実施する際には，女性や子どもの参画の促進に努める。

実施内容

訓練を行うに当たっては，訓練の目的を具体的に設定した上で，被害の想定を明らかにするとともに，あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者，使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い，参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努める。

なお，訓練後には参加機関が集まり，訓練内容の評価を行うことにより，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行うとともに，次回の訓練に反映させるよう努める。

1 基礎防災訓練の実施

(1) 水防訓練

町は，防災計画及び岡山県水防計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため，水防訓練を実施する。

なお，土砂災害に対する訓練の同時実施も検討するものとする。水防作業は，暴風雨の最中しかも夜間に行う場合が考えられるので，次により十分訓練を行う。

ア 実施事項

- ・観測
- ・通報
- ・作業工法
- ・輸送
- ・樋門の開閉操作
- ・避難

イ 実施時期

出水期までに実施する。

(2) 消防訓練

消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため，消防に関する訓練を実施するほか，必要に応じ，大規模な建物火災及び林野火災を想定し，県，他市及び消防関係機関等と合同して実施する。

(3) 避難・救助訓練

災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため，災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し，訓練を行う。この場合，水防・消防等の災害防護活動と併せ，又は単独で訓練を実施する。

なお，学校，病院，社会福祉施設，工場，スーパーマーケット等多数の人員を収容する施設にあつては，収容者等の人命保護のため，特に避難についての施設を整備し，訓練を実施する。

また，高齢者，障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため，自主防災組織，地域住民の協力を得ながら平常時からこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に，土砂災害警戒区域においては，徹底して訓練を行う。

(4) 情報収集伝達訓練

町は，災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう，様々な条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

(5) 通信訓練

町は、災害時における通信の円滑化を図るため、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

(6) 非常招集訓練

町は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団等の非常招集訓練を必要に応じ実施する。

(7) 交通規制訓練

警察及び道路管理者は、災害発生時において交通規制が整然と行われるよう、関係機関と協力して交通規制訓練を実施する。

(8) 危険物等特殊災害訓練

町は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

(9) 鉄道事故災害訓練

鉄道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、防災機関、警察機関をはじめとする地方公共団体の機関が実施する防災訓練に積極的に参加するように努める。

2 総合防災訓練の実施

上記各種の基礎防災訓練を総合化して、防災関係機関、地域住民及びボランティア団体等が参加して、総合的な訓練を実施する。

(1) 実施時期・・・防災週間など訓練効果のある時期を選んで実施する。

(2) 実施場所・・・災害の発生のおそれのある場所など訓練効果のある場所を選んで実施する。

(3) 実施の方法・・・町は、防災関連機関及び地域住民等が一体となって、同一想定に基づき、災害応急対策訓練を実施する。

第2 防災意識の普及【全課】

方針

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動に取り組む町民運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。

自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、町民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。災害による被害を最小限に止めるためには、町民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための知識を備えておくことが必要である。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び災害時要援護者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、町、県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町では、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、学校教育及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や地域住民の防災意識の高揚を図る。その際、防災意識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。

なお、男女双方の視点に配慮した防災意識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

実施内容

1 防災教育

(1) 住民に対する防災教育

ア ハザードマップ、パンフレット等の作成配布や防災に関する研修会、映画会、パネル展等の実施

により、過去の災害の紹介や、災害危険箇所及び災害時における心得等を周知し、地域住民の防災意識の高揚を図る。

特に、生活に密着した切実な災害の体験談を収集し、防災教育に役立てることにより、災害の記憶や教訓を自らのこととして個人に実感させる。

なお、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で積極的な防災に関する教育の普及推進を図るものである。

教育機関及び民間団体等は、生徒、社員をはじめ、地域住民等に対して、絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲーム等様々な媒体を活用してより魅力的な防災教育を行う。

また、インターネット上のホームページ等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、障害のある人、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。
イ 3日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策、警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時にとるべき行動、避難場所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと等の防災知識の普及を図る。

また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。

ウ 防災意識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

なお、災害時要援護者については、民生委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、その把握や防災知識の普及に努める。

エ 被害の防止、軽減の観点から早期自主避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るように努めるとともに、災害の種別に応じた適切な避難場所、避難路について周知徹底する。

(2) 教育機関における防災教育

教育機関においては、防災に関する教育の重要性を認識し、幼児、児童、生徒及び学生が防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の充実に努める。

(3) 職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対して、防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、防災計画の内容、運用を始め関係法令・実務等に関する研修会等を実施する。

2 防災広報

住民に対し、町広報紙、矢掛放送、テレビ、新聞等を通じ、また、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどあらゆる機会を捉え積極的な防災意識の高揚を図る。

3 ボランティア活動のための環境整備

町は、災害発生時に町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より町社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。

4 防災週間等における啓発事業の実施

町は、防災週間等の予防運動実施時期を中心として、町民に対する啓発活動を実施し、防災意識の高揚を図る。

(各種の予防運動実施時期)

- ・防災とボランティア週間（1月15日～21日）
- ・防災とボランティアの日（1月17日）
- ・春季全国火災予防運動期間（3月1日～7日）
- ・建築物防災週間（3月1日～7日、8月30日～9月5日）
- ・山火事予防運動月間（3月1日～31日）
- ・水防月間（5月1日～31日）

- ・山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- ・がけ崩れ防災週間（6月1日～7日）
- ・土砂災害防止月間（6月1日～30日）
- ・危険物安全週間（6月第2週）
- ・火薬類危害予防週間（6月10日～16日）
- ・河川水難事故防止週間（7月1日～7日）
- ・道路防災週間（8月25日～31日）
- ・防災週間（8月30日～9月5日）
- ・防災の日（9月1日）
- ・救急の日（9月9日）
- ・救急医療週間（9月9日を含む1週間）
- ・国際防災の日（10月の第2水曜日）
- ・高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）
- ・秋季全国火災予防運動期間（11月9日～15日）
- ・雪崩防災週間（12月1日～7日）

第3 自主防災組織の育成及び消防団の活性化【総務企画課】

方針

自然災害やますます多様化する事故災害等に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織とが一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要である。

また、災害が発生したときの被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域特性を知り、地域の防災力を高めておくことが必要であり、この地域防災力の向上の要となるのが住民等の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

この町民の隣保共同の精神に基づき、地域住民主体による自主防災組織及び大規模災害時に被害が生ずる危険性を有する施設の関係者による自主的な防災組織の結成促進と活動の活性化が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することになっており、災害対応にかかる教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。

実施内容

1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

(1) 平常時の活動

- ア 防災知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の整備
- オ 災害時要援護者の把握

(2) 災害時の活動

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 初期消火等の実施
- ウ 救助・救急の実施及び協力
- エ 避難誘導の実施
- オ 炊き出し、救助物資の配布に対する協力

カ 災害時要援護者の支援

2 自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化

- (1) 町は、住民に対し自主防災組織の必要性を十分周知し、町内会単位を中心とした地域住民による自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化を推進する。その際、現在何らかの形で日常的な地域活動を行っている人達が、防災の機能を新たに担うような仕組みを取り入れることも効果的である。
- (2) 町は、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備や防災士の資格の取得の奨励等を行うなどにより、組織の強化を促す。
- (3) 町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。
- (4) 町は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わず、その地域に密着し、住民の安全と安心を守る役割を担っている消防団員の積極的な指導を得て、自主防災組織の設置・育成・活動活性化を進める。

*資料1-13 自主防災組織一覧表

第4 企業防災の促進【総務企画課】

方針

災害により生産活動や流通が停止すると、広域的に経済活動へ影響が生じるなど、大きな負のインパクトを与える懸念がある。さらに、中長期的には、生産の海外移転により雇用等に大きな影響を生じる可能性もある。このため、企業・組織の事業継続や供給網の管理など、企業防災の促進を図る。

実施内容

- 1 町は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。
- 2 町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、防災協力協定の積極的な締結に努める。
- 3 町は、企業防災への取組みに資する情報提供等の推進、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

第5 災害教訓の伝承【総務企画課】

方針

災害によって引き起こされる被害を最小限にするため、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。

このため、町では、過去の災害の資料等を提供するなど、災害教訓の伝承を図る。

実施内容

- 1 町は、過去に起こった災害の被害状況や教訓、災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を確実に後世に伝えていくため、災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存する。また、収集した各種資料は、町の防災対策の向上に役立てる等、有効に活用していく。
- 2 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第6 災害時要援護者の安全確保計画【総務企画課・町民課・保健福祉課】

方針

乳幼児，身体障害者，知的障害者，精神障害者，難病患者，高齢者，妊婦，外国人等で円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者について，その状況を把握し，それに応じて防災知識の普及を図るとともに，緊急時に備え，避難行動要支援者及びその保護者等との連絡体制，状況の確認方法等の整備・把握に努める。

また，医療・福祉対策との連携の下での避難行動要支援者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り，要配慮者向けの避難先である福祉避難所を確保する。

社会福祉施設等においては，要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう，平素から，施設・設備の点検・整備，防災組織の整備，施設内備蓄，防災教育・訓練の実施等，防災対策の充実に努める。

地域においては，自主的な防災組織の設置・育成により，避難行動要支援者に対する体制を整備するとともに，要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際，女性の参画の促進に努める。

実施内容

1 避難行動要支援者の把握，避難行動要支援者名簿等

(1) 町は，災害の発生に備え，避難行動要支援者名簿を整備し，災害発生時に効果的に利用することで，避難行動要支援者に対する援護が適切に行われるように努める。また，町は，避難行動要支援者の次のような詳細情報を，地域包括支援センターの活用等により，日頃から把握しておく。

ア 居住地，自宅の電話番号

イ 家族構成

ウ 保健福祉サービスの提供状況

エ 外国語による情報提供の必要性

オ 視覚・聴覚に障害のある人への適切な情報提供の必要性

カ 近隣の連絡先，災害時の当該地域外の連絡先，その他災害時における安否確認の方法（迅速確実に安否確認を行うため，複数の安否確認の方法を整備する。）

(2) 避難行動要支援者及びその家族は，災害時に避難行動要支援者の安否を連絡できるよう，近隣の住民，県外の連絡先，近隣の社会福祉施設，障害のある人の団体等とのつながりを保つよう努力する。

また，避難行動要支援者の近隣の住民は，日頃から可能な限り，避難行動要支援者に関する情報を把握しておくよう努める。

(3) 町は，災害の発生に備え，避難支援を必要とする方を登録した避難行動要支援者名簿を作成し，災害発生時に効果的に利用することにより，避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。避難行動要支援者名簿には，避難行動要支援者に関する次の事項を記載する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他連絡先

カ 身体等の状況や高齢者区分

(4) 町は，避難行動要支援者名簿の作成に当たり，(3)のアからエまで及びカについて庁内関係課で把握している情報を利用する。

(5) 町は，避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）として，次の者に対して，避難行動要支援者本人の同意を得た上で，避難行動要支援者名簿を提供し，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施を一層図る。なお，災害時の避難支援等に際しては，避難支援等関係者本人又はその家族等の生

命及び身体の安全確保に配慮する。

ア 消防機関

イ 県警察

ウ 民生委員

エ 矢掛町社会福祉協議会

オ 自主防災組織

(6) 町は、次に該当する者（社会福祉施設等入所者及び長期入院患者を除く。）を避難行動要支援者名簿に登録する。その他、何らかのハンディキャップにより災害時に自ら避難することが困難な方についても、申し出があれば避難行動要支援者名簿に登録する。

ア 65才以上の高齢者のみの世帯

イ 介護保険の要介護3以上の方

ウ 身体障がい（身体障害者手帳1・2級）及び知的障がい（療育手帳A）のある方

エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

オ その他援護を必要とする方

(7) 町は、情報漏えい防止のために、避難行動要支援者名簿の提供先と覚書を交わす。

(8) 町は、避難行動要支援者名簿について、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるように定期的に更新する。

(9) 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を避難場所から避難所、あるいは一般の避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

2 福祉避難所の確保

日頃から福祉避難所の対象となる避難行動要支援者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。

その際、町は、小・中学校や公民館等の避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。また、難病のある人に対しては、県、周辺市町と連携し、避難所の確保に努める。

さらに、町は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努めるものとする。

(福祉避難所の施設整備の例)

- ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

(福祉避難所の物資・器材の確保の例)

- ・介護用品、衛生用品
- ・飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・医薬品、薬剤
- ・洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
- ・車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

*資料1-14 避難所一覧表

3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

町は、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画（「避難支援プラン」）の整備に努める。

また、町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

4 防災知識の普及

- (1) 町は県と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うとともに、社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるよう指導する。また、避難行動要支援者に対して、町においては避難支援プランなどによる支援制度があることなどを周知するよう努める。
- (2) 町は、社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人をはじめ家族、障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や研修等を行う。

また、地域で生活する外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの配布を行うなど、防災意識の普及に当たっては、外国人にも配慮する。

防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できることに配慮する。

- (3) 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。
- (4) 要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておく。

5 生活の支援等

- (1) 町は、災害時において、避難行動要支援者に対する福祉避難所等にかかる情報提供や支援等が迅速かつ的確に行われるよう、次の事項を含む避難計画及び避難支援プランを作成する。
 - ア 避難行動要支援者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項
 - イ ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項
 - ウ 避難行動要支援者の特性等に応じた情報提供に関する事項
 - エ 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項
 - オ 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項
 - カ 避難所・居宅等への必要な資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項
 - キ 避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項
 - ク 避難所・在宅等の避難行動要支援者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

- (2) 住民は、自治会、町内会、民生委員、地域の国際交流団体等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。

住民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動するなど、要配慮者の生活についての知識の修得に努める。

- (3) 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

6 連絡体制等の整備

社会福祉施設等においては、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

第7節 防災対策の整備・推進

第1 防災に関する調査研究の推進【総務企画課】

1 調査研究体制の確立

台風や大雨等の自然災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、かつ、地域的特性を有している。

また、火災や爆発等の事故災害は施設の実態に大きく関係する。

これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携のもとに、地域の特長や施設の実態等を考慮して実施することにより、防災計画の効率的推進を図る。

また、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。

2 重点を置くべき調査研究事項

(1) 危険地域の実態把握

法による災害危険地域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険地域についてもその実態を把握する。

ア 水害危険地域（内水はん濫等浸水地域）の把握

イ 地すべり危険地域の把握

ウ 急傾斜地崩壊危険地域の把握

エ 火災危険地域の把握

オ その他災害危険地域の把握

(2) 危険地域の被害想定

災害時において、迅速・的確な災害対策が実施できるよう県内の各地域について、関係機関等と共同して実態調査を行い、その結果及び過去に受けた災害状況から被害想定を行うとともに、実態の変化に即した適切な見直しを行う。

また、土砂災害危険個所の危険度を応急的に判断する技術者の養成及び事前登録などの活用のための施策等を推進する。

3 防災研究成果の活用

国等で実施した防災に関する研究成果等をも踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、市町村等防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の充実強化を図る。

また、住民等の防災対策の向上に有効な研究成果については、積極的に啓発を図る。

第2 緊急物資等の確保計画

1 物資の備蓄・調達

町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく。

***資料1-15 備蓄状況一覧表**

2 体制の整備

町は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

3 被災地支援に関する知識の普及

町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地公共団体の負担になることなど、被災地支援に関

する知識の普及に努める。

第3 公共用地等の有効活用【総務企画課】

町は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

第4 被災者等への的確な情報伝達活動【総務企画課】

- 1 町は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。
- 2 町は、報道機関に加え、携帯端末の緊急速報メール機能、有線放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。また、災害時要援護者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- 3 町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- 4 町、県及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

第3章 災害応急対策計画

第1節 防災組織・防災体制

町は、災害の発生防衛及び拡大防止について、迅速かつ実行ある措置を実施するための体制について定め、防災関係機関の相互の連絡体制を確立し、的確な災害応急活動を行う。

第1 矢掛町の防災組織【全課】

1 防災体制の種類と基準

災害発生が予測される場合又は災害が発生した場合において、防災活動を推進するため、町がとるべき体制は、注意体制、警戒体制及び非常体制（災害対策本部設置）とし、次の基準によるものとする。

(1) とるべき体制の時期及び内容

種別	時 期	内 容
注意体制	町の地域に対し気象台から気象注意報が発表され、河川の水位その他災害発生の危険が予想されるとき。	特に関係のある部課の必要人員を配備（非常配置基準による自動配置）し、主として情報収集、連絡活動を行い、状況により次の体制の配備に迅速に移行できる準備をする。
警戒体制	1 町の地域に対し、気象台から気象警報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。 2 地震、火災等大規模な災害が発生し、又は発生することが予想されるとき。	災害応急対策に関係ある課の所要人員を配備（非常配置基準による自動配置、第1次、第2次配置）し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に移行できる体制とする。
非常体制	町の地域に災害が発生した場合、又は災害対策を緊急に実施する必要があるとき。 特別警報が発表されたとき。	1 町本部を設置する。 2 各部は町本部長の指示命令により所掌の防災活動を実施する。 3 関係行政機関、公共機関等との相互連携を密接にし、必要な協力、援助を要請する。 4 各部の動員配備は非常配置基準による。 第2次、第3次配置によるほか、状況に応じ町本部長が指示する。
	1 発生災害が拡大し、被害が甚大と予想されるとき。 2 町の全域にわたって災害が発生する危険があるとき。	本部長は、各関係機関等と協力し、全力を以て防災活動に当るほか必要に応じて県及び自衛隊等の援助出動を要請する。

(2) 配置の基準

非 常 配 置 基 準

組織別	状況別	水防活動関係								風災、火災、震災活動関係						発生したとき 害により救助を必要とする事態が 水災、風災、火災、震災以外の災			
		岡山県は発表されたとき	山形県発表されたとき	地方本部のとき	又又部のとき	県が水防警報を発したとき	河川の水位が別に定める警戒水位に達したとき	水防管理者その他の通報により本部長が必要と認めて水防活動を開始するとき	風水害が近く発生すると予想され	大雨水害が近く発生すると予想され	大雨水害が発生し救助を必要とするとき	岡山県発表されたとき	山形県発表されたとき	気象庁発表されたとき	大風災害が発生し救助を必要とするとき		火災が発生し大火災になるおそれがあるとき	大火災が発生し救助を必要とするとき	大地震が発生し救助を必要とするとき
総務企画部	庶務班	○	○	○	○	1	1	2	3		○	3	1	3	3	○			
	財政管財班		○	○	○	1	1	2	3			3	1	3	3	○			
	企画商工班		○	○	○	1	1	2	3			3	1	3	3	○			
町民部	住民環境班							○	1	3			3	1	3	3	○		
	窓口班							○	1	3			3	1	3	3	○		
	家屋調査配給班							○	1	3			3	1	3	3			
	出納班							○	1	3			3	1	3	3			
保健福祉部	救護班							○	1	3			3	1	3	3	○		
	福祉班							○	1	3			3	1	3	3	○		
農林建設部	管理住宅班	○	○	○	○	1	1	2	3			3	1	3	3	○			
	応急対策班		○	○	○	1	1	2	3			3	1	3	3	○			
	農林調査班		○	○	○	1	1	2	3			3	1	3	3	○			
	ダム管理班	○	○	○	○	1	1	2	3			3		3	3				
上下水道部	上水道業務班		○	○	○	1	2	2	3			3	1	3	3				
	下水道業務班		○	○	○	1	2	2	3			3	1	3	3				
	上水道工務班		○	○	○	1	2	2	3			3	1	3	3				
	下水道工務班		○	○	○	1	2	2	3			3	1	3	3				
教育部	生涯学習班		○	○	1	1	1	2	3			3	2	3	3				
	学校教育班		○	○	1	1	1	2	3			3	2	3	3				
	給食班							○	1	3			3	1	3	3			
医務部	医務班							○	1	3			3	1	3	3			

備考 ○班長の指示を待つことなく自動的に非常配置につくもの

1：第1非常配置

2：第2非常配置

3：第3非常配置

2 配備の要領

(1) 配備の決定

- ア 町長が状況の推移を判断して決定する。
- イ 総務企画課長は、配備が決定したときは必要課等に指示するものとする。
- ウ 各課長は、総務企画課長の配備の指示がない場合でも必要があると認めた場合は、配備を行うとともに総務企画課長に連絡しなければならない。その場合、総務企画課長は直ちにその旨を町長に報告しなければならない。

(2) 配備の連絡

ア 勤務時間中における配備の連絡

- (ア) 総務企画課長は、注意体制をとったときは、関係課長に対して配備決定の指示を行い、関係課長は、所属職員に対してその旨を伝達するものとする。また、警戒体制に移行したときも同様とする。
- (イ) 総務企画課長は、消防団に対してその旨を連絡する。
- (ウ) 対策関係課長は、それぞれの所管する関係出先機関へその旨を連絡する。

イ 勤務時間外及び休日における配備の連絡

配備前における連絡

- (ア) 宿日直者は、県（危機管理課）、日本電信電話㈱等から本計画に定める配備体制に該当する注意報、警報等の通報があった場合には、別に定める矢掛町水防計画書（以下「水防計画」という。）中「別表第2号」庶務班の非常連絡要員に連絡する。
- (イ) (ア)による庶務班の非常連絡要員は、状況に応じて宿日直者の協力を得て、水防計画別表第3号の各班の本部要員に登庁の指示を行うものとする。
- (ウ) (イ)による本部要員は、非常連絡要員から登庁の指示を受けたときは、直ちに登庁し、登庁した旨を総務企画課長及び所属課長に連絡するとともに、「配置の基準」に基づき所定の配置につくものとする。
- (エ) 配備職員は、勤務時間外において災害が発生し、又は発生のおそれがあることを知ったときは、関係者からの連絡、テレビ、ラジオ等に留意するとともに、すすんで関係方面へ連絡をとり、所定の配置につくよう努めなければならない。

(3) 配備中における連絡

ア 警戒体制への移行

総務企画課長から警戒体制への移行の連絡があったときは、各課配備職員は、所属課長に連絡するとともに、関係職員に登庁の連絡をする。

また、消防団は、所定の場所へ参集するよう連絡する。

イ 非常体制への移行

総務企画課長は、配備課長及び他のすべての課長に非常体制をとる旨の連絡をする。

各課長は、各職員に連絡をとり登庁を指示する。

ウ 連絡方法

(ア) 有線電話、日本電信電話㈱加入電話等確実な方法により連絡する。

(イ) 特に緊急配備を必要とするときは、庁用自動車により配置職員の所在場所から配置場所へ移行するなどの措置をとる。

エ 体制の解除

注意体制又は警戒体制の原因となった気象予警報が解除されるなど、災害発生のおそれがなくなったときは、総務企画課長は、関係課長と協議のうえ、注意体制及び警戒体制を解除するとともに、関係課及び消防団へこの旨を連絡する。

3 活動の基準

(1) 注意体制下の活動

注意体制をとった場合は、情報収集機能の確立を図り次の活動を行う。

- ア 電話交換及び無線局の運用 — 総務企画課
- イ 気象等各種情報の収集、伝達、広報及び連絡 — 総務企画課
- ウ 情報、被害のとりまとめ — 総務企画課
- エ 被害速報 — 総務企画課・保健福祉課
- オ 河川、道路、ため池等危険箇所の巡視、状況把握 — 農林建設課・消防団
- カ その他の応急対策

- 矢掛町水防計画による対策 ー 総務企画課・農林建設課・消防団
- キ 相互連絡
 - 次の機関は必要に応じて相互に連絡を取り，情報の正確を期するものとする。
 - 消防組合，井原警察署，総務企画課その他関係各課
- ク 災害広報
 - 報道機関に対する被害状況の発表等 ー 総務企画課
- (2) 警戒体制下の活動
 - 警戒体制をとった場合は，危険区域に対する巡視，警戒活動機能の確立を図り，次の活動を行う。
 - ア 気象等各種情報の伝達
 - 関係各課への伝達 ー 総務企画課
 - イ 情報収集
 - 総務企画課，町民課，保健福祉課，農林建設課及び関係各課は，注意体制の活動基準に応じた情報収集に当る。
 - ウ 情報，被害のとりまとめ ー 総務企画課
 - エ 災害広報 ー 総務企画課
 - オ 河川，道路，ため池等危険箇所の警戒，監視 ー 農林建設課・消防団
 - カ ダムの警戒，情報連絡及び洪水調整，放流通報 ー 農林建設課
 - キ 水防対策，救助対策，その他の応急対策
 - 水防対策 ー 総務企画課・農林建設課・消防団
 - 情報の検討，判断 ー 総務企画課その他
 - 総務企画課その他関係各課は，必要に応じて相互に協議し，事態の推移によっては，非常体制への移行を検討準備する。
 - その他関係各課は，事態に応じて本計画の定めるところにより，災害応急対策を実施する。
 - ク 相互連絡
 - 注意体制に準ずる。
- (3) 非常体制化の活動
 - 次の「第2 矢掛町本部」に掲げる。

第2 矢掛町本部【全課】

町長は，町域の全部又は一部に災害が発生し，又は発生するおそれのある場合において，災害予防及び災害応急対策を実施するため，必要であると認めるときは，非常体制として町本部を設置する。

1 町本部の設置又は廃止

(1) 設置の手續及び基準

町長は，下記事由が生じた場合，町本部を設置する。

- ア 暴風，大雨，洪水の警報又は大雨特別警報が発表され，大規模な災害の発生が予測されるとき。
- イ 警報発表の有無にかかわらず，災害が発生し，又は発生のおそれがあり，特に災害応急対策を実施する必要があるとき。
- ウ 町に大規模な地震，火災，爆発その他重大な災害が発生し，必要と認めるとき。
- エ 町域に有害物質，放射性物質等大規模な災害を誘発する物質が大量放出されたとき。
- オ 多数の死傷者を伴う自動車等の事故その他重大な事故が発生し，必要と認めるとき。
- カ その他災害救助法による。

(2) 廃止の基準

予測した災害が発生するおそれが解消したと認めるとき，又は発生した災害の応急対策が概ね完了したと認めるとき。

(3) 設置又は廃止の公表

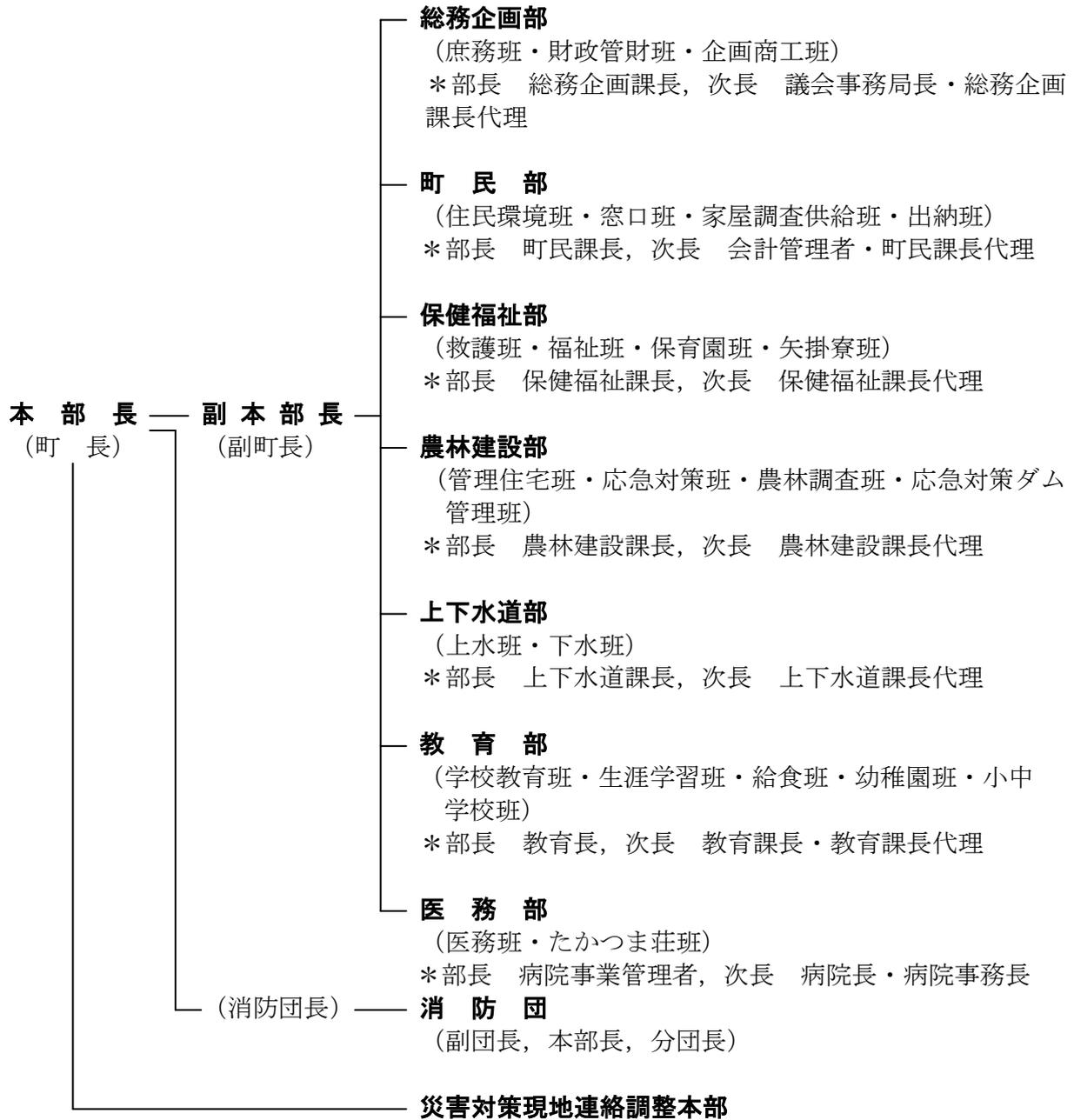
町本部を設置し，又は廃止したときは，住民等に公表するとともに，備中県民局等関係機関に通報する。

2 町本部の任務

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害対策の連絡調整及び広報に関すること。
- (3) 水防, その他災害の応急対策に関すること。
- (4) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。
- (6) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること。

3 町本部の組織

矢掛町本部組織表



消 防 組 合

4 班の編成及び所掌事務

矢掛町本部一覧表

部名（部長，次長）	班名	防災計画の本部の所掌事務			
		発生時	災害時	復旧時	所掌事務
各部共通		●	●	●	1 所管に属する防災計画の作成及び修正に関すること。 2 所管に属する災害応急対策に必要な資機材の整備及び点検に関すること。 3 所管に属する被害状況調査，災害応急対策及び災害復旧に関すること。 4 災害時における所管事項の執行記録に関すること。 5 所管に属する関係機関等の連絡調整に関すること。
総務企画部 （部長 総務企画課長） （次長 議会事務局長） （次長 総務企画課長代理）	庶務班	●	●	●	1 町本部会議の庶務に関すること。 2 町本部事務の総合調整に関すること。 3 町本部の設置及び廃止に関すること。 4 災害対策体制及び職員配備の決定に関すること。 5 職員の配備に関すること。 6 職員の活動状況記録及び報告に関すること。 7 職員のり災給付に関すること。 8 町長の災害視察に関すること。 9 国，地方公共団体等からの視察対応に関すること。 10 被害状況等の取りまとめに関すること。 11 災害応急対応の取りまとめに関すること。 12 県等への災害報告に関すること。 13 消防団との連絡調整に関すること。 14 自衛隊への派遣要請及び後方支援に関すること。 15 警察等との連携による警備に関すること。 16 派遣・応援・支援要請の動員計画に関すること。 17 県及び他市町への応援要請及び後方支援に関すること。 18 国，県に対する要望に関すること。 19 住民からの連絡対応に関すること。 20 防災関係機関等の広報内容の把握に関すること。 21 報道機関への災害情報等の発信に関すること。

総務企画部	●	●	22	報道機関との連絡調整，情報交換，放送要請に関する こと。	
(部長 総務企画課長)	●	●	23	職員への防災情報の周知に関する こと。	
(次長 議会事務局長)	●	●	24	情報機器の確保に関する こと。	
(次長 総務企画課長)	●	●	25	庁内電算システムの被害調査及び復旧に関する こと	
代理	●	●	26	職員の参集に関する こと。	
		●	●	27	生活情報等の災害広報に関する こと。
		●	●	28	応急・復旧対策の実施状況及び写真記録等のとりま とめに関する こと。
	●	●	●	29	災害の撮影記録に関する こと。
			●	30	記録誌の作成に関する こと。
	●			31	情報の整理・分析及び報告に関する こと。
	●			32	気象予報・警報及び河川情報等の収集・伝達に関する こと。
	●			33	県，气象台，消防及び警察等の防災関係機関との連絡 調整に関する こと。
	●	●	●	34	防災行政無線，町ホームページの管理運営及び有線放 送，矢掛放送の活用に関する こと。
	●	●		35	矢掛町防災メール及びエリアメールの活用に関する こと。
	●	●		36	矢掛放送文字放送及び有線放送の活用に関する こと。
	●	●	●	37	人の安否確認，捜索，報告に関する こと。
	●	●		38	警戒区域の設定に関する こと。
			●	39	災害救助法の適用申請事務に関する こと。
			●	40	国，県に対する要望事項，被害関係資料等の取りま とめ及び報告に関する こと。
			●	41	町議会への報告，連絡調整並びに提出資料の取りま とめに関する こと。
			●	42	災害対応の検証に関する こと。
	●	●	●	43	その他の庶務に関する こと。
財政管 財班		●	●	1	町有財産の被害調査及び復旧計画に関する こと。
	●	●	●	2	庁舎の防災及び災害復旧に関する こと。
	●			3	防災資機材の調達に関する こと。
		●	●	4	車両の撤去・確保に関する こと。
		●	●	5	災害対策の予算及び財政計画に関する こと。
		●	●	6	国，県等の補助金に関する こと。
			●	7	災害応急工事の契約等に関する こと。
			●	8	高速道路免除申請証明書の発行に関する こと。

<p>総務企画部</p> <p>(部長 総務企画課長)</p> <p>(次長 議会事務局長)</p> <p>(次長 総務企画課長代理)</p>	<p>企画商工班</p>	<p>●</p> <p>●</p>	<p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p>	<p>1 商工関係の被害調査に関する事。</p> <p>2 被災者生活再建支援金に関する事。</p> <p>3 一時転居者支援に関する事。</p> <p>4 住宅災害復興融資利子補給に関する事。</p> <p>5 災害復興計画に関する事に関する事。</p> <p>6 被災者生活復興資金貸付制度に関する事。</p> <p>7 他班の応援に関する事。</p>
<p>町民部</p> <p>(部長 町民課長)</p> <p>(次長 会計管理者)</p> <p>(次長 町民課長代理)</p>	<p>住民環境班</p>	<p>●</p>	<p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p>	<p>1 消毒作業に関する事。</p> <p>2 ごみの緊急収集に関する事。</p> <p>3 し尿の緊急汲取りに関する事。</p> <p>4 仮設トイレの確保、輸送に関する事。</p> <p>5 他班の応援に関する事。</p>
	<p>窓口班</p>	<p>●</p>	<p>●</p> <p>●</p>	<p>1 自治会との連絡調整に関する事。</p> <p>2 他班の応援に関する事。</p> <p>3 遺体の安置及び火葬等に関する事。</p>
	<p>家屋調査供給班</p>	<p>●</p>	<p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p>	<p>1 浸水、被害家屋の調査及び取りまとめに関する事。</p> <p>2 税務関係の被害調査に関する事。</p> <p>3 り災証明書発行等に関する事。</p> <p>4 被災者の租税等減免に関する事。</p> <p>5 被災者の保険料免除等に関する事。</p> <p>6 食糧の供給に関する事。</p> <p>7 他班の応援に関する事。</p>
	<p>出納班</p>	<p>●</p> <p>●</p>	<p>●</p> <p>●</p>	<p>1 災害対策物資及びその他資材の調達・管理に関する事。</p> <p>2 他班の応援に関する事。</p> <p>3 義援金・援護金の取り扱いに関する事。</p>
<p>保健福祉部</p> <p>(部長 保健福祉課長)</p> <p>(次長 保健福祉課長代理)</p>	<p>救護班</p>	<p>●</p>	<p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p>	<p>1 災害救助法による被災者の救護に関する事。</p> <p>2 避難者の体調管理に関する事。</p> <p>3 健康対策に関する事 (職員含む)。</p> <p>4 食品衛生対策に関する事。</p> <p>5 感染症対策に関する事。</p>

保健福祉部 (部長 保健福祉課長) (次長 保健福祉課長 代理)		●	●	●	6 精神医療に関すること。	
		●			7 危険区域内の避難収容及び遭難者の捜索に関すること。	
		●	●	●	8 災害救助法による報告事務に関すること。	
		●	●	●	9 被害状況、応急・復旧対応等の情報収集及び報告に関すること。	
		●	●	●	10 社会福祉施設（介護保険施設等）、医療機関等との連絡調整に関すること。	
				●	11 高齢者住宅再建支援に関すること。	
				●	12 生活救済対策に関すること。	
		●	●	●	13 福祉避難所の開設運営に関すること。	
	福祉班	●	●	●	1 ボランティアの受入れ及び活動計画に関すること。	
		●	●		2 災害時要援護者の支援に関すること。	
		●	●	●	3 社会福祉施設（障害者施設等）、現地機関等との連絡調整に関すること。	
				●	4 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。	
			●	●	5 物資の供給に関すること。	
				●	6 義援金の募集・配分及び広報活動に関すること。	
	保育園班	●			1 園児の安全確保に関すること。	
		●			2 園児の避難及び報告に関すること。	
		●	●		3 被害状況、応急・復旧対応等の情報収集及び報告に関すること。	
			●	●	4 被災園児の応急対応に関すること。	
	矢掛寮班	●			1 矢掛寮入所者の安全確保に関すること。	
		●	●		2 被害状況、応急・復旧対応等の情報収集及び報告に関すること。	
			●		3 災害応急対応及び報告に関すること。	
農林建設部 (部長 農林建設課長) (次長 農林建設課長 代理)	管理住宅班	●	●	●	1 土木関係施設の被害状況、応急・復旧対応等の情報収集及び報告に関すること。	
		●	●	●	2 町営住宅災害対策に関すること。	
				●	●	3 住宅の応急修理に関すること。
				●	●	4 応急仮設住宅に関すること。
			●			5 排水機施設との連絡調整に関すること。
			●			6 排水対策に関すること（雨水ポンプ場の操作）。
		応急対策班	●			1 災害応急対応に関すること。 ・通行止め等の応急対応。 ・通行止めによる迂回路の設定。

農林建設部 (部長 農林建設課長) (次長 農林建設課長 代理)				<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援業者等の連絡調整。 ・ 応急工事 など。 	
		●		2 巡回活動に関する事。	
		●	●	3 通行止め箇所での避難誘導に関する事。	
		●	●	4 危険区域の警戒及び情報連絡に関する事。	
		●		5 道路、橋りょう、河川その他土木関係の被害調査に関する事。	
			●	6 応急対策物資の輸送に関する事。	
		●	●	7 緊急応援業者等の建設資機材の調達・配分及び報告に関する事。	
			●	8 公共土木施設及び農地農業用施設等の災害調査及び査定の実施に関する事。	
	農林調査班	●	●	1 危険区域の警戒及び情報連絡に関する事。	
		●	●	2 農林産物の災害防除に関する事。	
			●	3 作物、家畜の伝染病予防・防疫、写真記録及び報告に関する事。	
			●	4 被害農林業者等に対する資金の融資及び農業共済金支払いに関する事。	
			●	5 建設農林対策にかかる自治会、町内会等との連絡対応に関する事。	
	応急対策ダム管理班	●	●	1 災害地の応急対策に関する事。	
		●	●	2 危険区域の警戒及び情報連絡に関する事。	
		●	●	3 ダムの警戒、情報連絡及び関係地域への広報に関する事。	
		●	●	4 農林道、水路、ため池、その他農林業施設の被害調査に関する事。	
		●		5 湛水防除施設との連絡調整に関する事。	
上下水道部 (部長 上下水道課長) (次長 上下水道課長 代理)	上水班	●	●	●	1 被害状況、応急・復旧対応等の情報収集及び報告に関する事。
		●	●		2 水道施設の応急対策に関する事。
			●	●	3 給水対策に関する事。
					<ul style="list-style-type: none"> ・ 断水エリアの特定。 ・ 応急給水計画の作成、実施。 ・ 飲料水の確保及び供給。 ・ 水質検査及び安全宣言。
			●	●	4 上下水道にかかる住民・自治会等との連絡対応に関する事。
	下水道班	●	●	●	1 被害状況、応急・復旧対応等の情報収集及び報告に関する事。
		●	●		2 下水道施設の応急対策に関する事。
			●	●	3 下水道施設等を活用したし尿処理協力に関する事。

<p>教育部</p> <p>(部長 教育長)</p> <p>(次長 教育課長)</p> <p>(次長 教育課長代理)</p>	学 校 教 育 班	●	●		<p>1 文教施設の災害応急対策に関すること。</p> <p>2 被害状況、応急・復旧対応等の情報収集及び報告に関すること。</p> <p>3 被災児童の学用品の給与に関すること。</p> <p>4 被災児童生徒の生活救済対策に関すること。</p> <p>5 小中学校等との連絡調整に関すること。</p> <p>6 避難所の開設・運営に関すること。</p> <p>7 避難所等避難者の確認と報告に関すること。</p> <p>8 児童，生徒の応急教育に関すること。</p>
	生 涯 学 習 班	●	●	●	<p>1 社会教育施設の災害応急対策に関すること。</p> <p>2 社会教育施設・文化財等の被害調査及び報告に関すること。</p> <p>3 他班の応援に関すること。</p>
	給食班	●		● ●	<p>1 食糧の供給に関すること（炊出し，輸送等）。</p> <p>2 食糧供給の応援に関すること。</p>
	幼 稚 園 班	●		● ●	<p>1 園児の安全確保に関すること。</p> <p>2 園児の避難及び報告に関すること。</p> <p>3 被害状況、応急・復旧対応等の情報収集及び報告に関すること。</p> <p>4 被災園児の応急対応に関すること。</p>
	小 中 学 校 班	●		● ● ● ● ●	<p>1 児童，生徒の安全確保に関すること。</p> <p>2 児童，生徒の避難及び報告に関すること。</p> <p>3 被害状況、応急・復旧対応等の情報収集及び報告に関すること。</p> <p>4 児童，生徒の応急教育に関すること。</p> <p>5 被災児童，生徒の応急対応に関すること。</p> <p>6 精神医療に関すること。</p>
<p>医務部</p> <p>(部長 病院事業管理者)</p> <p>(次長 病院長)</p> <p>(次長 病院事務長)</p>	医務班	●		● ●	<p>1 救急医療活動に関すること。</p> <p>2 災害医療支援の受入及び調整に関すること。</p>
	た かつ ま 荘 班	●	●	●	<p>1 福祉避難所の開設運営に関すること。</p> <p>2 他班の応援に関すること。</p>

5 町本部会議

町本部長は、町本部の運営並びに災害対策の推進に関し協議するため、町本部を設置したとき及びその後必要の都度本部会議を招集する。

- (1) 町本部会議は、町本部長、町副本部長及び各部長をもって構成する。
- (2) 町本部会議は、町本部体制の配備及び廃止等に関することについての協議を行う。

***資料 2-2 矢掛町災害対策本部条例**

***資料 2-3 矢掛町災害対策本部規程**

第2節 防災活動

第1 予報及び警報等【総務企画課】

方針

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう気象官署等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定める。

実施内容

1 気象に関する予報及び警報等の種別

(1) 気象注意報等

強風、大雨、高潮、波浪、洪水等が原因で災害が起こるおそれがあると予想される時、岡山地方気象台が注意を促すため発表するものである。

(2) 気象警報等

暴風、大雨、高潮、波浪、洪水等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想される時、岡山地方気象台が警戒を促すため発表するものである。

(3) 特別警報等

暴風、大雨、高潮、波浪等が原因で重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される時、岡山地方気象台が特別な警戒を促すため発表するものである。

(4) 気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。台風情報、大雨情報等がある。

(5) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、都道府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

2 洪水予報

水防法(昭和24年法律第193号)及び気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき、国土交通大臣又は知事が定めた「洪水予報河川」において、洪水のおそれがあると認めるときは、中国地方整備局(岡山河川事務所)と岡山地方気象台が共同して発表するものである。

3 土砂災害警戒情報

気象業務法(昭和27年法律第165号)及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき、大雨により土砂災害発生の危険度が高まったとき、岡山県と岡山地方気象台が厳重な警戒呼びかけの必要性を協議のうえ、共同で発表するものである。なお、この土砂災害警戒情報の発表単位は市町村単位である。

4 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法(平成12年法律第57号)に基づき、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地滑りによる重大な土砂災害の急迫している状況において、国又は県が緊急調査を実施し、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表するものである。

5 水防警報

水防法(昭和24年法律第193号)に基づき、国土交通大臣若しくは知事が指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮による被害の発生が予想される時、岡山河川事務所長又は備中県民局長が水防活動を行う必要があると認めて発表するものである。

6 避難判断水位情報

水防法(昭和24年法律第193号)に基づき知事が定めた「水位周知河川」において、洪水によ

る災害の発生を特に警戒すべき避難判断水位に、当該河川水位が達したときに、備中県民局長が関係機関にその旨通知するものである。

7 火災気象通報

消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、岡山地方気象台が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を通報するものである。

8 火災警報

消防法に基づき、市町村長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発令するものである。

*資料 1-16 注意報・警報の種類及び発令基準

第2 通信連絡【全課】

方針

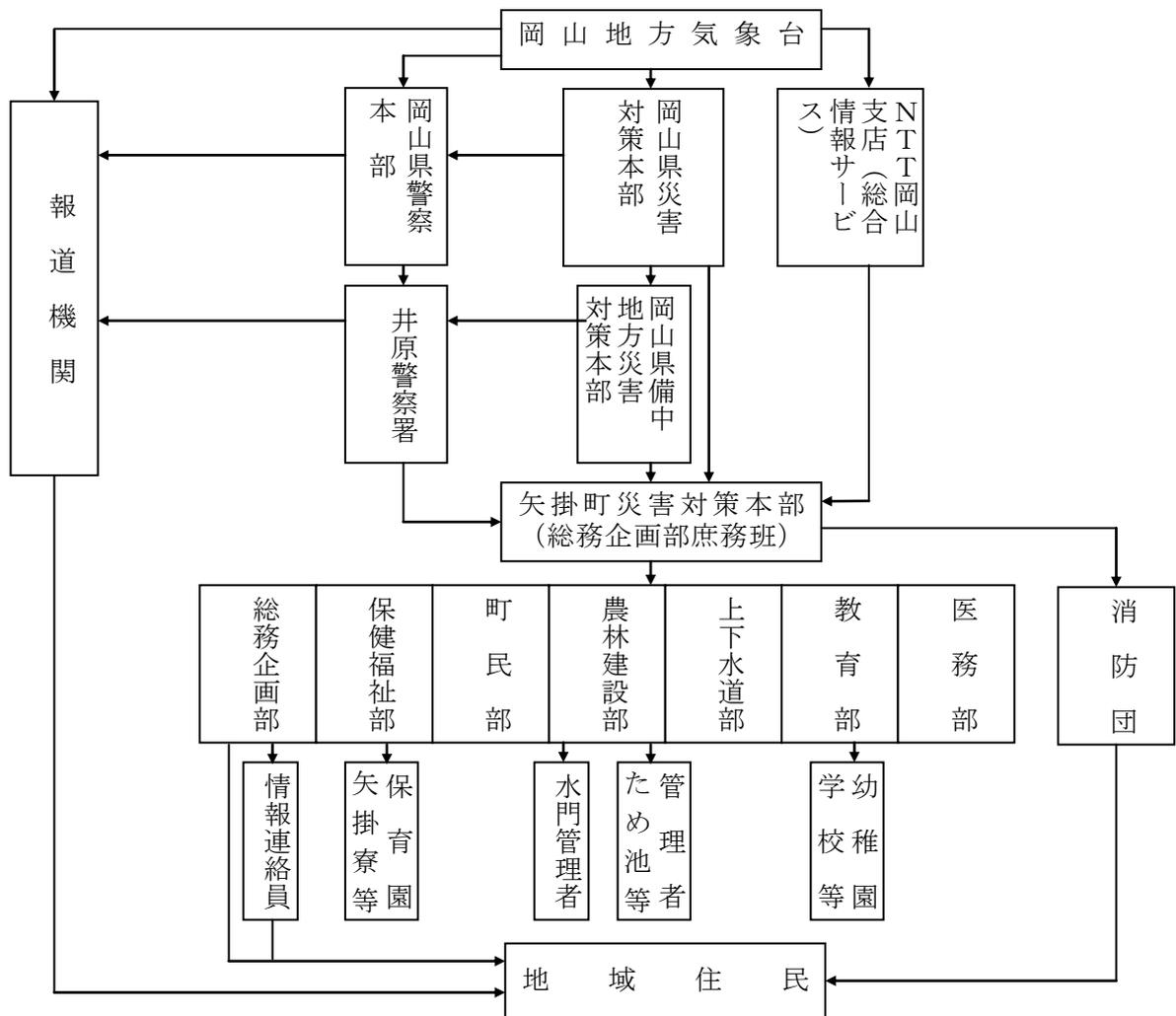
災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡システムを明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。

実施内容

1 通信連絡システムの整備

町は、通信連絡が迅速かつ的確に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡システムを整備しておく。

[一般伝達系統]



2 予警報の受入, 伝達

(1) 勤務時間内の受入, 伝達

国, 県等の各機関からの各種予警報, 情報は総務企画課(町本部設置時は庶務班)が受け, 関係課(部), 消防団及び関係団体等に連絡するとともに, 町内放送等により全職員に周知させる。

(2) 勤務時間外の受入, 伝達

ア 町本部設置前にあっては, 当直員が受信し, 庶務班の非常連絡要員に連絡する。

イ 非常連絡要員は, 配備の基準に該当する場合には, 直ちに各配備職員に連絡する。

ウ 総務企画課長は, 配備の基準に該当しない場合は, 必要に応じ消防団, 関係団体へ連絡する。

エ 町本部設置時にあっては, 庶務班が受信し, 関係部へ連絡する。

(3) 一般住民への通報

住民に対する通報については, 必要に応じ消防団(分団), 関係団体に連絡し周知を図るとともに, 総務企画課(部)は, 広報車, 有線放送等により周知を図る。

(4) 総務企画課(部)は, 予警報, 情報, 通報等の受領伝達, その他の処理に関する取扱いの責任を明らかにし, かつ, 事後の参考に資するため, 予警報等受領伝達簿を作成する。

3 電話及び電報の優先利用

町及び各機関は, 災害時の警報の伝達, 必要な通知又は警告等を迅速に行うため, 電話及び電報を優先利用し, 又は他機関の専用電話を利用することができる。

(1) 一般電話及び携帯電話

ア 災害時優先電話の承認

町は, 災害時における非常通信・重要通信の迅速, 円滑な実施を図り, かつ, 輻輳を避けるため, 災害時優先電話をあらかじめNTT西日本事業所又はNTTドコモ岡山支店に申請し, 承認を受ける。

イ 扱者手動接続時の優先電話

利用申込みは, アの災害時優先電話(一般電話のみ, 携帯電話は不可)から市外局番なしの「102」をダイヤルする。

(ア) 非常通話

天災, 事故その他の非常事態が発生し, 又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援, 交通, 通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする手動接続通話は, 他の通話に優先して接続する。

(イ) 緊急通話

非常通話以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする手動接続通話は, 非常通話の次に優先して接続する。

(2) 電報

前項アの災害時優先電話から発信することにより次の電報を優先利用することができる。

ア 非常電報

天災, 事故その他の非常事態が発生し, 又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援, 交通, 通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は他の電報に優先して伝送及び配達される。

イ 緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

(3) 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり, 緊急を要するときは, 各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては, 警察電話, 消防電話, 水防電話, 航空保安電話, 海上保安電話, 気象電話, 鉄軌道電話, 電気事業電話があり, その利用方法については, 一般電話に準じて行う。

4 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

町及び各機関は, 有線通信が途絶し, 利用できないときは, 他機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては, 内容が急を要するもので, 電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

(1) 非常通信

ア 非常通信の通信内容

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 災害予警報(主要河川の水位に関する通報及び土砂災害警戒情報を含む。)及び災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 電波法第74条実施の指令その他の指令
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- (ク) 遭難者救護に関するもの。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- (コ) 鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- (サ) 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。非常通信協議会では、防災行政用無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート(県と国を結ぶルート)」及び「地方通信ルート(市町村と県を結ぶルート)」を策定している。これらのルートによる非常通信を行うに当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておく。

エ 利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

オ 移動通信機器及び移動電源車の貸与

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、総務省(中国総合通信局)又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。

また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、総務省(中国総合通信局)から移動電源車の貸与を受ける。

総務省が所有する災害対策用機器

種類	貸与条件等
移動無線機機器 (簡易無線局等)	移動無線機機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要
移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：必要

【連絡先】 移動無線機：総務省中国総合通信局無線通信部陸上課

082-222-3367

移動電源車：総務省中国総合通信局総務部総務課

082-222-3302

携帯電話事業者等が保有する通信機器

種類	貸与条件等
携帯電話	事業者等が保有する通信機器 (基本的には、通話料等の経費は使用者が負担。)
MCA	同上

(2) 放送の依頼

町長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。

なお、避難勧告、避難指示及び避難準備情報の発令・解除については岡山県避難勧告等情報伝達連絡会規約に基づき依頼する。

5 通信施設の応急措置

町及び各機関は、通信施設に障害を生じた場合、通信手段の確保及び通信途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧の措置を行う。

第3 情報の収集・伝達【総務企画課】

方針

気象予警報等の情報、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動を円滑かつ的確に実施する上で不可欠であるので、災害情報の収集伝達の取扱等について定める。

実施内容

町は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

1 情報収集

町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

2 関係機関への連絡

発災直後において、町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できたものから直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する（消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市町村は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。）。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

3 異常現象発見者の通報

災害発生のおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町又は警察に通報しなければならない。

また、住民等から通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町に通報する。

4 情報連絡員の通報

(1) 現地における災害の状況等を把握するため、本町を7地区に区分し、それぞれの地区に複数の情報連絡員を置く。

(2) 情報連絡員は、町内会長、消防団員等のうちから常時連絡可能なものを選任する。

(3) 情報連絡員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、若しくは注意体制化において地区内の危険箇所の状況把握を行うとともに、随時巡回を行うなどして、地区内の災害の状況の推移に注意し、町内会長、消防団員等との連絡を密にし、情報を収集する。

- (4) 災害が発生した場合又は異常現象発見者からの通報を受けた場合は、直ちにその状況を調査し総務企画課に通報する。
- 5 消防団関係
- (1) 消防団員は、常時地区内の状況を把握するとともに、情報連絡員等との連絡を密にする。
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、若しくは警戒体制下においては、地区内の危険箇所を巡回し、状況の把握及び情報収集を行う。
- (3) 災害が発生した場合又は通報を受けた場合は、その状況を調査し、直ちに所定の方法により総務企画課へ通報する。
- 6 情報の取りまとめ
- (1) 各課（部・班）は、それぞれ所管事項に係る被害状況を収集把握するとともに、随時総務企画課（部・庶務班）に連絡する。
- (2) 総務企画課（部・庶務班）は、情報連絡員、各課（部・班）、消防団その他からの情報連絡を確実に受領整理し、総務企画課（部）長に報告するとともに、関係各課（部）長に通報する。
- (3) 総務企画課（部）は、県及び関係機関と連絡を密にし、収集した情報を常時交換する。
- 7 災害情報の通報、報告
- 災害に関する報告は、岡山県災害報告規則に定めるもののほか、本計画による。
- (1) 報告の種類
- ア 災害発生通報
災害が発生した都度、直ちに災害発生通報の内容に基づいて迅速に報告する。
- イ 災害速報
被害状況の判明次第、井原警察署等と相互連絡を取り、報告の正確を期し、逐次災害速報の内容により報告する。
- ウ 被害概況報告
ア、イの速報後において、被害の全体が概ね判明したとき、被害概況報告により報告する。
- エ 災害状況確定報告
被害の程度が確定したとき、災害状況確定報告の内容により報告する。
- (2) 報告の実施
- ア 災害発生通報の報告は、災害の種類に応じ、その事務を統括する課（部）の長が、総務企画課（部）長に報告するとともに、合議の上、県（備中県民局）へ岡山県防災情報システム、ファクシミリ、電話等により迅速に連絡し、事後必要に応じて文書で報告する。
- イ 災害速報、被害概況報告の報告については、各課（部）が災害発生に係る被害状況を調査把握し、判明次第統括する課（部）の長が、総務企画課（部）長に報告するとともに合議の上、少なくとも災害発生通報後2時間以内に災害速報第1報を報告する。
- ウ 町本部が設置された場合は、総務企画部庶務班において災害発生通報、災害速報を行うとともに県本部との連絡を行う。
- (3) 報告の系統
報告の系統は、報告の種類及び災害の種類に応じ次による。

報告の種類	災害の種類	報告者	県報告系統機関			
			出先機関	本庁機関		最終受信者
災害発生通報		町長	備中県民局 地域政策部	危機管理課	関係部 防災主管課	関係課
災害発生報告 (速報・確定)		同	同	同	同	同
人的被害報告・ 住居被害		同	備中県民局 健康福祉部	保健福祉部保健福祉課		危機管理課
避難状況・救護 所開設状況		同	同	同	同	同
公共 施設 被害 状況	河川被害	同	備中県民局 建設部	土木部河川課	監理課	同
	貯水池・た め池被害	同	備中県民局 農林水産事業部	農林水産部耕地課	農政企画課	同
	砂防被害	同	備中県民局 建設部	土木部防災砂防課	監理課	同
	治山被害	同	備中県民局 農林水産事業部	農林水産部治山課	農政企画課	同
	道路施設被 害	同	備中県民局 農林水産事業部 備中県民局 建設部	農林水産部関係課 <small>耕地課、農林振興課、治山課</small>	農政企画課	同
	下水道施設 被害	同	備中県民局 建設部	土木部都市計画課	監理課	同
	公営住宅等 被害	同	備中県民局 建設部	土木部住宅課	監理課	同
	水道施設被 害	同	保健所衛生課	保健福祉部生活衛生課	保健福祉課	同
被害 概況 報告	民生関係	町長	備中県民局 健康福祉部	保健福祉部保健福祉課		同
	衛生関係	同	備中県民局 健康福祉部	保健福祉部保健福祉課		同
	商工関係	同	備中県民局 地域政策部	産業労働部産業企画課		同
	観光関係	同	備中県民局 地域政策部	産業労働部観光課	産業企画課	同
	農林水産 関係	同	備中県民局 農林水産事業部	農林水産部関係課	農政企画課	同
	土木関係	同	備中県民局 建設部	土木部関係課	監理課	同
	公立文教 関係	同	岡山教育事務所	教育政策課	同	
災害状況決定報告		※被害概況報告の系統に準ずる。				
(注) 1 県本部・地方本部・町本部設置の場合は、町本部（総務企画課）・地方本部（地域政策部）・県本部（危機管理課）がとりまとめを行う。 2 町は、土木施設（県管理施設等を含む。）に係る災害の発生通報を行うときは、併せて事業課等ルートで、井笠地域事務所へも通報する。						

8 災害記録写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また記録保存のためにも極めて重要である。したがって、災害現場へ出動した際には可能な限り記録写真を撮影することとし、また、災害全般にわたっては企画課において記録写真を撮影し、災害応急対策等に活用する。

なお、報道機関及び一般住民の撮影分についても必要に応じて提供を受け、災害記録写真の収集確保に万全を期するものとする。

第3節 災害広報及び報道【総務企画課】

方針

災害時の混乱した状態においては、人心の安定、秩序の回復を図ることが重要であるので、災害の状態や災害応急対策の実施状況、安否情報など、住民等が必要とする情報の提供について定める。

実施内容

1 広報の方法

- (1) 災害の総合的な広報は、総務企画課（町本部設置時は総務企画部庶務班）が担当する。
- (2) 総務企画課以外の各課は、広報活動に必要な情報、資料を積極的に収集し、総務企画課に提出する。
- (3) 各課は、班員を現地に派遣し、記録、広報写真、状況の把握等の災害現地の情報収集に努める。
- (4) 総務企画課は、とりまとめた資料に基づいて正確な情報を広報する。

2 広報の方法

(1) 報道機関

災害関係の予警報をはじめ、対策活動、被害状況等重要事項を新聞、テレビ、ラジオの報道機関に発表し、迅速、的確な報道について協力を得る。

(2) 広報車、有線放送、携帯メール等

町は、町民に周知徹底を図るため広報車、有線放送、情報配信メール、ケーブルテレビ、インターネットホームページ、広報紙により迅速的確な広報を行う。

(3) 広報の内容

- ア 災害関係予警報
- イ 町民に対する防災、救助、避難等の注意事項
- ウ 災害発生状況
- エ 災害応急対策及びその活動状況
- オ 災害復旧対策、救援、その他の状況
- カ 災害地を中心とする交通規制及び交通情報
- キ 町民のとるべき措置
- ク 安否情報
- ケ ライフラインの復旧状況
- コ 食料、生活必需物資等の供給状況
- サ 二次災害に関する情報

3 災害用伝言ダイヤル

大規模な災害発生時には、通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となることから、NTTでは、被災地への安否確認等について、「災害用伝言ダイヤル（171）」の提供を行う。

第4節 り災者の救助保護

第1 災害救助法の適用【全課】

方針

制度の内容並びに適用基準及び手続の概要を示し、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合に、迅速に法を適用し、救助を実施する。

実施内容

1 災害救助法の適用基準

(1) 適用基準

災害救助法の適用基準は、町域の被害が次の各号に該当する災害で、県知事が災害救助法による救助を必要と認めたとき。

ア 町内において、住家の滅失した世帯数が50世帯以上あるとき。

イ 被災世帯が相当広範囲な地域にわたり、県下の全滅失世帯数が1,500世帯以上の場合で、前記アの被災世帯数が25世帯以上に達したとき。

ウ 被災世帯が相当広範囲な地域にわたり、県下の全滅失世帯数が7,000世帯以上に達した場合で、町域の被害状況が特に救助を必要とする常態にあるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。

オ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

(2) 被害計算の方法等

適用の基準となる全滅失世帯の換算等の計算は、次の方法によるものとする。

ア 住家が滅失した世帯数は、滅失した世帯が1世帯で1世帯、半壊、半焼する等著しく損傷した世帯が2世帯で1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯が3世帯で1世帯とみなす。

イ 被災世帯数は、家屋の棟数、個数とは関係なく、あくまで世帯数で計算する。

(3) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯等については、生活の本拠の所在地等総合的条件を考慮して、実情に即した決定をする。

(4) 災害種別については限定しない。従って洪水、震災等の自然災害であっても、火災等の人災的なものであっても差し支えない。

2 被害程度の判定基準

被害程度の認定とは、次の各号によって行うものとする。

(1) 住家

「住家」とは、現実にその建物を居住のために使用している者がいる建物をいい、現実に居住するために使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。

一般に非住家として取り扱われるような土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば住家とする。

法による救助を実施するか否かの判断は、住家に被害を受けた世帯数をもって行うことから、一般に住家として取り扱われる住宅であっても、その住宅に居住するものがない場合は、世帯数としては数えない。

(2) 世帯

ア 生計を一つにしている実際の生活単位をいうものである。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯として差し支えない。

イ マンション、アパート等のように1棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ1世帯として取り扱う。

ウ 会社又は学生の寮等は、全体をもって1世帯とすることを原則としてきたが、最近の実情を勘案し、個々の生活実態に基づき判断できることとした。

従って、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は別々の世帯として差し支えない。

エ 台所、浴場又は便所等が別棟であったり、離れが別棟にあるような場合は、建物の被害は複数棟となるが、世帯数は、これら生活に必要な部分を合わせてそこに生活している世

帯が1であれば1世帯となる。

(3) 住家の被害

ア 住家が滅失したもの（以下「全壊、全焼又は流失」という。）

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。

イ 住家の半壊、半焼する等著しく損傷したもの（以下「半壊又は半焼」という。）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの（以下「床上浸水」という。）

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

エ 床下浸水

浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもをいう。

オ 一部損壊

住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもをいう。

(4) 人的被害

ア 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認することはできないが、死亡したことが確実なものをいう。

災害が原因で死亡した者には、従来より、災害時に死亡した者だけでなく、災害により身体に損傷等を受け、それが原因で一定の日時が経過した後に死亡した者も含むこととしている。

イ 行方不明

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものをいう。

ウ 負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものをいう。「負傷」のうち「重傷」とは、1ヶ月以上の治療を要する見込みのものをいい、「軽傷」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みのものをいう。

3 災害救助法の適用と救助の程度

災害救助法の適用をした場合における救助の程度及び期間は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）の定めるところによる。

4 救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類と実施者は、本計画の定めるところによる。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町（教育部）
炊出しその他による食品の給与	7日以内	町（町民部・教育部）
飲料水の供給	7日以内	町（上下水道部）
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	輸送一県本部、調査割当、配分一町（保健福祉部）
医療及び助産救助	14日以内 7日以内	医療班の派遣一県本部、日赤、その他一町（医務部）
学用品の給与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	確保輸送一県本部、調査割当、配分一町（教育部）
災害にかかった者の救出	3日以内	町（消防団）

埋葬	10日以内	町（町民部）
生業資金の貸与	1ヶ月以内	対象者選定一町（保健福祉部） 貸付決定一県本部
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者敷地選定一町（農林建設部） 一県本部又は町（農林建設部）
災害にかかった住宅の応急修理	1ヶ月以内	同上
死体の捜索	10日以内	町（消防団）
死体の処理	10日以内	町（町民部）
障害物の除去	10日以内	町（農林建設部）

(注) (1) この実施区分は、計画上の基本実施者を示したもので、実際の実施に当たっては、県本部実施分を町が、また、町実施分を県本部等が実施することが適当と認められるときは、県本部長が実情に即して決定するものとする。

(2) 救助法の実施は、知事が法的責任者であることはいうまでもないが、本計画による町本部の実施は、町長の補助執行義務に基づいて行うものとする。

(3) 町は救助を実施し、又は実施しようとするときは、県本部及び地方本部（健康福祉部）に報告又は連絡するものとする。ただし、実施に当たって連絡し、その指示を得る暇のないときは、町限りで実施し、その結果を県本部に報告するものとする。

(4) 実施機関は、災害発生の日からの期限を示す。従ってこの期間内に救助を終了するようにしなければならない。

5 町と県との関係

(1) 町の実施する応急救助と災害救助法との関係

災害が発生し、又は発生しようとしたときは、町長は町防災計画の定めるところにより応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県本部長（地方本部健康福祉部経由）に報告するものとする。実施した応急救助については、災害救助法を適用したときは、災害救助法に基づく救助として取り扱い、災害救助法が適用されない災害にあつては、町単独の救助として処理するものとする。

(参考)

応急救助の実施と災害救助法適用の時期は、災害の模様及び発生の地区等によって一定ではないが、原則としては災害救助法の適用を現地に示達するまでには、相当の長時間を要する 때가多く、応急救助の実施を先に着手する場合が多い。

すなわち、広範囲にわたる風水害、震災等においては、災害が発生したときは、直ちにり災者の救出、避難所の開設、炊出しの実施或いは医療、助産等の応急救助の実施が必要となるが、災害救助法の適用示達には、通信網等の被害等により相当長時間を要することは必要であるから、災害救助法適用示達の有無にかかわらず必要な応急救助の実施に着手しなければならない。

(2) 救助の実施状況の報告

町長は、災害救助法に基づく救助を実施しようとするとき、又は実施したときは、救助日報により、毎日その状況を県地方本部を経由して県本部に報告するものとする。

(3) り災者台帳の作成

被害状況の確認調査を完了し、各世帯別の被害状況が判明したときは、町長は、速やかに関係部署と協議して、り災者台帳を作成するものとする。

これは救助等の実施記録となるので、救助実施状況を具体的に記載し、整備保管する。

(4) り災証明書の発行

町は、り災世帯に対して、り災証明書を交付するものとする。ただし、災害時の混乱等により、り災証明書の交付ができない場合は、とりあえず（仮）り災証明書を交交付する措置をとり、後日速やかに、り災証明書と取り替えるものとする。

本証明書の発行に当たっては、次の留意を要する。

ア り災者にとっては、本証明書の交付は本救助のみでなく、以降種々の問題に影響を与えるものであるから慎重を期するものとする。

- イ 本証明書は、り災者台帳等と照合し、発行に当たっては契印をする等、発行の事実を判然とし、重複発行を避けるよう留意すること。
- ウ 本証明書は、救助用物資支給前に発行し、物資の給与等に当たっては「り災証明書」の掲示を求めるようにするものとする。

第2 避難及び避難所の設置【全課】

方針

災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責任者である町長を中心として相互に連携をとり、地域住民に対し、避難のための立退きを勧告・指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるので、避難の方法及び避難所の設置について定める。

実施内容

1 実施責任者

(1) 避難のための立ち退きの勧告、指示及び避難所への収容保護は次の者が行う。

ア 避難の勧告、指示等（災害対策基本法関係）

- ・ 町長
- ・ 知事、警察官及び災害派遣の自衛官（町が対応できない等の特殊な場合）

イ 避難の指示

- ・ 町長
- ・ 知事又は知事の命を受けた職員

ウ 地すべり防止法に基づく立ち退きの指示

- ・ 知事又は知事の命を受けた職員

エ 避難所の開設、収容

- ・ 町長
- ・ 知事（災害救助法が適用された場合）

(2) 町長は、避難者の収容又搬送を必要とする場合、町のみでは処理できないときは、県本部（保健福祉部）又は事態切迫でその暇がないときは直接隣接市に応援を要請する。

2 住民への伝達方法

(1) 予め定められた伝達系統を通じ、口頭或いはマイク等

(2) サイレン、警鐘による信号

(3) 広報車、放送設備を装備する車両

(4) 有線放送、情報配信メール、ケーブルテレビ及び電話

3 避難の勧告及び指示

(1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、当該地域の居住者に対し、避難に関する情報（避難準備情報）を発し、要援護者等避難に時間がかかる住民に避難を促し、さらに危険性が高まった場合、避難のための立ち退きを勧告し、急を要すると認めるときは、立ち退きを指示する。

(2) 知事又はその命を受けた職員は、洪水又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認めるときは、地域の居住者等に対し、立ち退きを指示する。

地すべりの場合は、井原警察署長にその旨を通知する。

4 避難者の誘導及び輸送

(1) 避難者の誘導

ア 避難者の誘導は、老幼婦女子、病人、身体障害者等の特に早期に避難を要する者から行い、地元消防団（分団）が地区（町内会、自治会）の責任者と協力して、あらかじめ選定しておいた安全な避難路に誘導する。

イ 学校等において、引率者は校長等の指示を的確に把握して、正しく誘導する。

(2) 移送、輸送

ア 避難のは原則として避難者各自で実施する。

イ 避難者が自力で立ち退きが不可能な場合、町長が必要と認めるとき、又は避難者の要求があったときは、町において車両等を確保し、移送、輸送を行う。

ウ 災害が広域に及び大規模な立ち退きを要し、町で処理できない場合又は、交通孤立地区等が生じた場合は、県知事に避難者の移送、輸送を要請する。

5 避難所等の事前指定

- (1) 町長は、各種災害時における条件等を考慮し、地区ごと、災害種別ごとの避難予定場所、避難路及び誘導員（各地区消防団分団員とする。）を指定する。なお、避難路については、万一の安全を考え、2箇所以上を選定しておくものとする。
- (2) 町長は、避難場所等について、事前にその地域の住民に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。
- (3) 避難所から距離のある遠い地域や避難場所までの間に危険箇所がある地域において、地域の集会所等を自主避難所（一時避難所）として、自治会又は自主防災組織が運営する場合、町長への事前の申請により自主避難所としての指定を行う。
なお、町長は、指定の際には各種災害に応じた条件等を考慮するものとする。

6 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設、収容及び収容者の保護は、災害救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき知事が実施し、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、独自の応急対策として町長が開設し、備中県民局に報告する一方、住民にその旨を周知する。

(1) 収容対象者

ア 収容対象者は、災害によって現に災害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者とする。

イ 避難勧告等の命令が出た場合等で、現に被害を受けるおそれのある者

(2) 収容の期間

避難所の開設、収容保護の期間は、原則として災害発生の日から7日間以内とするが、それ以前に必要ななくなったものは逐次退所させ、期間内に閉鎖する。

ただし、開設期間内にり災者が住居又は仮住居を見出すことができず、そのまま継続収容を必要とするときは、町長は、その都度県本部（保健福祉班）に開設期間の延長を要請する。

(3) 所有物資の確保

町長は、避難所開設及び収容保護のための所有物資を確保する。ただし、町において確保できない場合は、県本部（保健福祉班）に連絡する。

(4) 町職員の駐在

避難所を開設したときは、各避難所ごとに町職員を派遣駐在させ、避難所の管理と収容者の保護に当たらせる。

なお、駐在員は、次の各種記録を備え付け整備する。

ア 避難所収容台帳

イ 避難所収容者名簿

ウ 避難所用物品受払簿

エ 避難所設置及び収容状況

(5) 避難所開設状況等の報告

避難所を開設したときは、速やかに地方本部（健康福祉部）経由で県本部（保健福祉部）に報告するとともに、その後の状況を毎日救助日報により報告する。

なお、報告は次の事項について電話等により行う。

ア 開設状況報告

避難所開設日時、場所、施設名及び収容状況等

イ 収容状況報告

施設別、収容人員、開設期間の見込み等

ウ 閉鎖報告

施設別閉鎖日時

7 災害危険区域における避難対策

- (1) 危険区域の危険が増大したときは、町長は、危険区域ごとに居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のため立ち退きを勧告し、又は特に危険が切迫しているときは、これらの者に対し、立ち退きを指示する。
- (2) 情報連絡員又は消防団員等応急作業に従事している者は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるため、住民の身辺に危険が及ぶと判断されるときは、直ちにその必要があると認め

- られる区域ごとに、避難のための立ち退きの勧告又は指示について、必要な措置を行う。
- (3) 前号による避難のための立ち退きの勧告又は指示を行ったときは、直ちに各部（課）長を通じて本部長に対し、避難を必要とした理由、避難場所、人員、その他必要な事項を報告しなければならない。
 - (4) 危険区域における被災者の保護及び救出等については、この計画のそれぞれ定めるところによる。

8 避難所の安全管理

- (1) 避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。
- (2) 常に、町本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。
- (3) 避難所が万一危険となった場合、再避難所等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずる。
- (4) 避難所内に負傷者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- (5) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあつては、県や他の市町村に対して協力を求めるなど、適切迅速な措置を講ずる。
- (6) 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。

9 福祉避難所の開設

町は、災害時に特段の配慮を要する災害時要援護者が、通常の避難所での生活に困難をきたす場合、あらかじめ協定を締結している福祉施設へ連絡し、福祉避難所としての使用を要請する。要請を受けた福祉施設の施設管理者（以下「施設管理者」という）は、自らの施設の入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り避難が必要な災害時要援護者の受入を行う。

10 応援協力関係

- (1) 町は、自ら避難者の誘導、移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導、移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。
- (2) 町は、自ら避難所の開設が困難な場合は、他市町村又は県へ避難所開設の応援を要請する。

11 広域一時滞在

- (1) 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 町は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

*資料1-14 避難所一覧表

第3 救助【総務企画課・消防団】

方針

災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する必要があるため、その方法等について定める。

なお、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

実施内容

1 救出の方法

町は、あらゆる必要な手段を利用し、総合的、積極的に緊急輸送を実施する。この場合、機動力のあるヘリコプター等の活用を検討する。

町、県、県警察は連携協力して迅速・的確な救出救助、医療機関等への搬送活動等を行う。

2 応援協力関係

- (1) 住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急

活動を実施する各機関に協力するよう努める。

- (2) 町が自ら救助することが困難な場合は、他市町村又は県へ救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。また、応援要請があった場合、県は消防防災ヘリコプターを出動させ市町村の行う救助活動を支援するほか、必要に応じて緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援を要請する。
- (3) 県は、町からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等への救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (4) 県警察は、被害の規模に応じて速やかに広域緊急援助隊の出動を要請する。
- (5) 災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救助活動を実施し、消防機関等救助を実施する機関の到着後はその指揮を受けて救助活動を実施する。

3 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第4 食料の供給【町民課・保健福祉課・教育委員会】

方針

災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生じるおそれがある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため、食料の応急供給及び炊出し等を実施する必要があるため、その方法について定める。

実施内容

1 実施方法

(1) 実施場所

炊出しの実施は、避難所（食事をする場所）に近い適当な場所において実施するものとする。

(2) 炊出しの方法

炊出しは、町がボランティアの協力により、給食施設等既存の施設を利用して行うものとする。なお、炊出し場所には町の職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮をとるとともに、必要事項を記録するものとする。なお、記録は様式4-9号に定めるところによるものとする。

(3) 物資の確保

ア 町は、炊出しその他の食品給与のため必要な原材料、燃料等を確保するとともに、被災の状況により、乾パン、握り飯、缶詰等を確保する。

イ 町長は、米穀を地元小売業者の流通在庫から確保する。小売業者の流通在庫から確保できないときは、県本部（生産流通班）に連絡し、県に確保を要請する。

県本部（生産流通班）へは、次の事項を連絡するものとする。

- ・町名
- ・災害地区名
- ・給食人員及び必要な応急米の概数

米穀の確保が困難な場合で、直接知事の指示を受けることができないときには、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引き渡しに関する協定」に基づき、中国四国農政局消費・安全部地域課長に緊急引き渡しの要請を行い、政府米を確保する。炊き出し用米穀については、確保が困難な場合は、県に申請し売却決定通知を受け実施する。

(4) 応援協力関係

町において炊出しその他による食品の給与ができないとき、又は物資の確保ができないときは、直接隣接市又は県に応援等の要請をするものとする。炊き出し用米穀については、確保が困難な場合は、県に申請し売却決定通知を受け実施する。

応援等の要請において明示する事項

ア 炊出しの実施

所要食数（人数）、炊出し期間、炊出し品送付先、その他

- イ 物資の確保
 - 所要物資の種別，数量，物資の送付先及び期日，その他
- (5) 食品衛生
 - 町本部は，炊出しに当たっては常に食品の衛生に心掛け，特に次の点に留意するものとする。
 - ア 炊出し施設は，給食施設又は公民館，寺社等の既存施設を利用するほか，これが得がたい場合は，湿地，排水の悪い場所，じんかい汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設けること。
 - イ 炊出し場所には，手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。
 - ウ その他感染症の発生予防に十分配慮すること。
- 3 その他
 - 災害救助法が適用された場合の炊出しその他による食料の供給の対象者，期間，経費等については，災害救助法施行細則による。

資料 2 - 16 災害における生活物資の供給協力等に関する協定

第 5 飲料水の供給【上下水道課】

方針

災害によって水道施設に支障が生じ飲料水の供給が断たれたとき，被災者の生活を維持する観点から，必要最小限度の飲料水を確保し，供給する方法について定める。

実施内容

- 1 給水方法
 - (1) 災害のため飲料水が枯渇し，又は汚染して現に飲料水を得ることができない地区に居住している者に対して，消防団，自治会，町内会，その他ボランティアの協力により行う。
 - (2) ろ過水器による給水
 - 自衛隊その他関係機関に依頼し，湖沼水，河川水又は汚染度の少ない井戸水等をろ過し或いは化学的処理を加えて，給水を行うものとする。
 - (3) 搬送給水
 - 被害を受けていない水源地又は上水道から取水し，給水車等で搬送のうえ給水する。
- 2 災害救助法による実施基準
 - 飲料水給水のうち，災害救助法に基づく実施基準は「災害救助法施行細則」に定められたとおりとする。
 - (1) 対象者
 - 災害のため現に飲料水を得ることができない地区に居住している者
 - (注) 住家及び家財の被害の有無にかかわらず，災害のため自力で飲料水を確保できないものであること。
 - (2) 実施期間
 - 災害発生の日から 7 日以内とする。
 - ただし，期限を経過しても多数の者に対して継続して実施する必要があるときは，町長は知事に期間の延長を申請することができる。
 - (3) 費用の範囲
 - 支出できる費用は，概ね次の範囲とする。
 - ア ろ過水器その他給水に必要な機械，器具の借上費，修繕費及び燃料費
 - イ 浄水用薬品及び資材費
 - ウ 飲料水の輸送費及び供給のための人夫費
 - エ 費用の限度は，概ね 1 人 1 日当たり 3ℓ を供給するのに必要な範囲の額とする。
- 3 応援協力関係
 - 町で対処できないときは，他市町村，日本水道協会岡山県支部又は県に対して給水等の実施又は要員，給水資機材の応援を要請する。
- 4 その他
 - 災害救助法が適用された場合の対象者，期間，経費等については，災害救助法施行細則による。

第6 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与【保健福祉課】

方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与し、又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるため、その方法について定める。

実施内容

- 1 生活必需品の給与又は貸与の方法
被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を、給与又は貸与する。
- 2 生活必需品の供給活動の実施
 - (1) 生活必需品の調達
事前の備蓄物資又は生活必需品取扱業者との協定等により調達する。町で調達が困難な場合は、県に対して調達支援の要請を行う。調達を行ったものについては、物資調達台帳に記入し、整理する。
 - (2) 生活必需品の輸送
保健福祉課は、町において調達し、又は県から給付を受けた生活必需品を指定の集積地に集め輸送する。
なお、災害の状況等によっては、調達先から直接輸送し、又は調達先の業者に輸送を依頼する。
- 3 応援協力関係
町は、自ら生活必需品等を給与し、又は貸与することが困難な場合は、他市町村又は県へ生活必需品等の給与又は貸与の実施並びにこれに要する人員及び生活必需品等について応援を要請する。
- 4 その他
災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。
***資料2-16 災害における生活物資の供給協力等に関する協定**

第7 医療・助産【保健福祉課・矢掛病院】

方針

町長は災害のため住民の医療が困難となった場合における被災地の住民に対する応急的な医療及び助産を実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、町長は知事の補助執行機関としてこれを行う。

実施内容

- 1 救護班及び医療班の編成等
 - (1) 救護班及び医療班の編成基準
 - ア 救護班
医師1～2名、薬剤師1名、看護師2～3名、事務職員1名、診療車を有するときは運転手1名をもって編成する。班長は、医師のうち1名をもって定める。
 - イ 医療班
医師1名、補助者（看護師を含む。）若干名をもって編成する。
- 2 実施の方法
 - (1) 救護班及び医療班の派遣による方法
災害現地において医療の必要があるとき、町長は町防災計画の定めるところにより、現地に救護班又は医療班を派遣して行う。
 - (2) 医療機関による方法
医療機関（医療施設）によって医療を実施することが適当なとき、町長は災害地の医療機関又は町長が収容委託した病院（診療所）に移送収容して治療を行う。

(3) 県からの応援等

ア 町長は、当該地域の機関によっては、十分な医療、助産、救助等の活動ができないと認めるときは、県地方本部にその旨を連絡するなど、他機関の応援を求めて実施するものとする。

イ 連絡を受けた県地方本部は、応急措置のため保健師その他の職員を派遣するとともに県本部に連絡する。

ウ 県本部は、上記の連絡を受けた場合、必要と認めるときは、県本部において直接実施するか、若しくは日赤県支部、県医師会、その他関係機関に応援要請の手続きをとる。

3 応援協力関係

(1) 医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

(2) 町内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ医療、助産の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

4 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する町及び各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

5 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第8 遺体の捜索・検視・処理・埋葬【町民課】

方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情からすでに死亡していると推定されるものを早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であり、捜索収容し、検視・遺体安置場所の確保、検視、処理、埋葬を行う。

実施内容

1 実施方法

(1) 遺体の捜索

町は、県警察、防災関係機関の協力を得て、遺体の捜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

(2) 検視・遺体安置場所の確保

町は、避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置場所として選定するよう努める。

(3) 遺体の検視、処理

ア 町は、警察、医師等に依頼して、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を行う。

イ 町は、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を終了した遺体について、おおむね次により処理する。

(ア) 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(イ) 遺体の身元確認のために相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋葬等ができない場合等においては、遺体を特定の場所(寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設)に集め、埋葬等の処置をするまで一時保存する。

(4) 遺体の埋葬等

町は、自ら遺体を埋葬し、又は火葬に付し、及び棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお、埋葬に当たっては、次の点に留意する。

ア 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬又は火葬とする。

イ 身元が判明しない者の埋葬等は、行旅死亡人としての取扱いとする。

2 応援協力関係

(1) 町において、自ら遺体の捜索、処理、埋葬等を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の捜索、処理、埋葬等の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を

要請する。

- (2) 県は、遺体の搬送等について町から要請を受けたときは、(社)岡山県トラック協会へ遺体の搬送及びそれに伴う必要な物資の提供について応援を要請する。また、県は、災害救助法が適用された災害が発生した市町村から要請を受けたときは、棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等について全日本葬祭業協同組合連合会へ協力を要請する。

3 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第9 防疫・保健衛生【町民課・保健福祉課】

方針

被災地においては、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病が発生しやすく、これらを防ぐための防疫活動を実施する必要があるため、その方法について定める。

実施内容

1 実施期間

災害時における防疫業務は、町が行うものとする。ただし、著しく激甚な災害等のため、町においては十分な防疫活動ができない場合は、県本部に要請する。

2 防疫活動組織

(1) 防疫体制の強化

防疫活動の徹底を図るため、町は県本部、日赤、医師会、その他関係機関の協力を求めるものとする。

(2) 防疫班の編成

町は、防疫実施のため、次により防疫班を編成する。

- ・衛生技術者（班長） 1名
- ・作業員 2～3名
- ・助手（事務） 1名

3 防疫措置等

町長は、当該事項を実施するものとする。

(1) 消毒等

被災の直後に家屋、その他の場所の消毒等を実施する。

(2) ねずみ、昆虫等の駆除

汚物堆積地帯その他に対し、殺虫・殺そ剤を散布する。

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による家用水の供給「第3 飲料水給水計画」に準じて実施する。

(4) 患者等に対する措置

感染症患者等が発生したときは、感染症指定医療機関、その他適当な医療機関への入院を勧告する等の県の指示により措置を講ずる。

(5) 避難所の防疫

避難者の健康状況の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て、防疫活動を実施する。特に仮設トイレ、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

4 保健衛生措置等

(1) 救護所の設置

被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

(2) 臨時予防接種

知事の指示に従い、臨時予防接種を実施する。なお、次の場合には、県に対して必要に応じて応援を要請する。

ア 臨時予防接種の実施にあたり、対象者の把握、対象者の連絡等をする必要がある場合

イ 自ら防疫活動の実施が困難な場合には、必要な人員及び資機材の応援を必要とする場合

- ウ 巡回健康相談等
保健師等による巡回健康相談等を実施する。
 - エ 仮設トイレの設置
避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て、仮設トイレを早期に設置する。
 - オ 災害時要援護者への配慮
高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- 5 応援協力関係
- (1) 町は、県の実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を要請する。
 - (2) 町は、自ら防疫活動を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ防疫活動の実施並びにこれに要する人員及び資機材について、応援を要請する。

第10 清掃【町民課】

方針

被災地から排出されるごみ及びし尿を迅速かつ適正に収集・運搬、処分することにより、生活環境の保全を図ることについて定める。

実施内容

- 1 し尿収集処理の方法
し尿運搬車両等により収集し、原則として処理施設により処理する。
- 2 ごみ等収集処理の方法
食物等の残廃物を優先的に収集し、収集したごみは処理施設により処理し、汚でいは地下に埋没するなどの方法により、環境衛生上支障のない方法で行う。
なお、道路・河川上のごみ等は、町が指定する処理場へそれぞれの管理者が運搬し、町が処理する。この収集処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。
- 3 死亡獣畜等収集処理の方法
死亡獣畜は、原則として死亡獣畜処理場において処理する。ただし、死亡獣畜処理場において処理することが困難な場合は、町長の指示により、環境衛生上支障のない場所に埋却する。
- 4 応援協力関係
 - (1) 周辺の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、風水害時の相互協力体制を整備する。
 - (2) 必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する。

第11 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去【農林建設課】

方針

災害により住宅を失い、又は破損等のため、居住することができなくなった世帯に対する住宅の仮設あるいは、自力で応急修理ができない者に対して、日常生活の可能な程度に応急修理する。

実施内容

- 1 住宅の仮設・応急修理
 - (1) 応急仮設住宅の建設等
応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、被災者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに建設する。建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮して選定する。
また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

(2) 応急仮設住宅の運営管理

適切な運営管理を行うなかで、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

(3) 災害時要援護者への配慮

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては災害時要援護者に十分配慮する。特に高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の建設等に努める。その際、可能な限り避難前のコミュニティが維持できるように配慮し、高齢者・障害者のみの入居エリアを作らないようにする。

また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(4) 応援協力関係

町において応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請する。

(5) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

2 障害物除去

(1) 障害物除去の実施

住居内の障害物の除去は、自らの労力、機械器具を用い、又は土木業者等に依頼して行う。なお、災害救助法の規定に適合するものについては、県が行うが、迅速な実施をする必要がある場合には、知事から町長への委任事項として、町が実施する。

(2) 応援協力関係

町において障害物の撤去が困難な場合、他市町村又は県へ除去の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(3) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第12 文教災害対策【教育委員会】

方針

災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、児童生徒等の安全確保及び応急教育の実施等の措置をとるため必要な計画を定める。

実施内容

1 被害状況、休業措置等の報告

(1) 児童生徒等の安全措置

ア 臨時休校等の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、校（園）長は、常に気象情報等に注意するとともに、町教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、実態に即して休業等適切な措置を講じる。

イ 被害状況、休業措置等の報告

被害が発生した場合は、別に定める系統により、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則第63条等に基づき教育委員会へ報告する。

(2) 教育施設の確保

ア 応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

- (ア) 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。
- (イ) 被災建物で大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。
- (ウ) 被災校（園）舎が応急修理によっても使用不可能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂、その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。
- (エ) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

イ 臨時校（園）舎

災害により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

- (ア) 臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。
 - (イ) 校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急仕様、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。
 - (ウ) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。
- (3) 児童生徒の就学援助措置

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は、き損し、資力の有無にかかわらず物品販売業者の一時的混乱のためこれら学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童、中学校生徒に対し、町は必要最小限の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図る。

町は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請する。

(4) 避難所が開設された場合

学校等への避難が行われた場合、初期段階において、避難場所である学校等の教職員は避難所運営（学校の開閉等）に関する対応を行う。

2 応急教育の実施

(1) 学校施設の確保

ア 応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、岡山教育事務所等関係機関と密接な連絡の上、次の応急措置を行う。

- (ア) 火災による被災建物であって、木造建物で全焼又は主要構造材が炭化以外の被災建物は、残余の部分の床、壁体、天井、建具を修理のうえ、建物周囲の片付けを行い児童生徒等を収容する。
なお、主要構造材の炭化が表面のみの場合は、建築士が構造上の安全を確認後、上記の修理を行い一時的に使用する。
- (イ) 火災以外の被災建物で、大破以下の被災建物は応急修理のうえ使用することとするが、この場合、建築士の指示により水平力及び積載荷重並びに構造上の安全の確認を行った後使用する。
- (ウ) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

イ 臨時校（園）舎

災害により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

- (ア) 臨時校（園）舎は、無災害又は被害僅少の学校（園）の校（園）舎若しくは公民館、公会堂、その他民有施設を借り上げて行う。
- (イ) 校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。

- (ウ) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。
 - (2) 教員の確保
 - ア 学校内操作
欠員が少数の場合には、学校内において操作する。
 - イ 同一町内操作
学校内で解決できないときは、学校長が町本部に派遣の要請を行い、教育委員会は、管内の学校内において操作する。
 - ウ 同一支部内操作
町内で解決できないときは、県本部に教職員派遣の要請をする。
 - (3) 臨時休校（園）等の措置
施設被害又は児童生徒等及び教員の被災の程度によっては、校（園）長の判断により、臨時休校（園）や学校行事の中止等適切な措置を講ずるとともに、町本部を通じて岡山教育事務所へ報告する。
また、臨時休校の対応策として、夏休みの振替授業等により、授業時間を確保すること及び教育環境の悪化による教育効果の低下に対する補習授業等の実施について、適宜検討する。
 - (4) 疎開児童生徒等への対応
校（園）長は、避難所に告示板等を設けて、又は教職員を通じて直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続きの方法を知らせる。
 - (5) 学校の再開
校（園）長は、授業再開までに、通学路の安全の確保等を行う。
また、職員や保護者との連絡体制を整備しておき、再開の周知連絡を行う。なお、他府県等に疎開中の児童生徒等への周知については、県本部を通じて、報道機関に依頼する。
- 3 教材学用品等の支給
- (1) 学用品の種別
児童、生徒へ調達確保する学用品は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 教科書
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品
 - (2) 学用品の調達・割当及び配分手続
 - ア 調達
(ア) 教科書については、所要冊数を岡山県教科図書販売㈱を通じて取り寄せ、配本する。
(イ) 学用品等は最低必要量を確保し、臨時授業所に急送する。
 - イ 割当て
県から「学用品支給基準」の通知を受けたときは、速やかに各児童、生徒側に「学用品割当台帳」により割り当てる。
 - ウ 給与券の発行
町は、物資の割当てをしたときは、給与券を各小学校児童及び中学校生徒別に作成し、本人（父兄）に交付する。
 - エ 支給
町は、受領書と引き換えに学用品を小学校児童及び中学校生徒別に支給する。
 - (3) 災害救助法の適用
学用品は、災害救助法が適用され、その対象となる児童、生徒に対して給付するもので、対象者、期間、経費等については、災害救助法施行規則による。
- 4 心のケアの実施
被災児童生徒等の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、県及び町は、教員への研修、精神科医と臨床心理士による巡回相談を実施する。
また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。
- 5 社会教育施設等の保護
社会教育施設等の被災については滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめる。また、被災社会教育施設を避難所として、一時使用する場合又は利用者に開放する場

合には、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士による構造上の安全を確認の上で使用する。

6 文化財

災害により町指定の文化財がき損又は滅失した場合は、矢掛町文化財保護条例により町教育委員会に届け出る。

応急修理については、文化財としての価値を損なうおそれがあるので、国、県の技術指導により実施するものとし、町指定の文化財については矢掛町文化財保護条例により、補助金の申請、交付を行う。

7 応援協力関係

町は、自ら学用品等の給与を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達について応援を要請する。

第5節 交通規制【農林建設課】

方針

災害時においては、災害対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、交通を確保するための交通規制を各道路管理者、県警察と協力し、実施する。

実施内容

1 道路等の応急措置

- (1) 町その他道路管理者は、道路等に被害が生じた場合、その状況に応じて応急工事の実施により交通の確保を図る。
- (2) 町長等は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、当該施設の管理者に、直ちに応急措置を取るよう通報する。

2 交通規制の実施

(1) 県公安委員会による交通規制

ア 災害の発生するおそれがある場合又は、災害が発生した場合、その状況に応じて災害応急対策活動及び災害復旧活動の円滑な実施及び一般交通の安全を図るため、通行の禁止、制限等の交通規制を行う。

イ 災害時において、災害応急対策等を実施するための人員、物資の緊急輸送を確保するために必要があると認められるときは、関係機関と連絡して、その緊急輸送確保に必要な区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限する。

(2) 道路管理者による交通規制

災害の発生するおそれがある場合又は、災害時において、道路施設の破損等により、被災道路の補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合、県警察と協議して、道路法に基づき区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(3) 交通規制の標識等

道路の通行の禁止又は制限の措置を講じた場合、関係法令に基づき禁止又は制限の対象・区域等及び期間を記載した標示を設置するとともに、適当な迂回路を設定し、一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

3 緊急通行車両の確認

災害応急対策等を実施するため町は、緊急輸送を確保するため交通規制が行われている場合で、必要な人員及び物資等を緊急に輸送する必要があるときは、県公安委員会又は備中県民局に申請し、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受けるものとする。

第6節 輸送【総務企画課・農林建設課】

方針

災害時における対策要員及び資機材の輸送については、緊急性を要するので、輸送業務の円滑を期するため、その輸送力の確保及び災害輸送に関連する措置を行う。

実施内容

- 1 輸送力の確保
 - (1) 輸送力の確保は、被災地の状況を総合的に判断し、次に掲げるうち最も適切な方法によるものとする。
 - ア トラック、バス等による輸送
 - イ 自衛隊派遣による輸送力の確保
 - ウ 人夫等による輸送
- 2 各輸送関係機関の措置
県下のトラック、バス輸送業者、西日本旅客鉄道株式会社等輸送関係機関は、応急対策実施機関の要請を受けたときは、所要の措置を講じ、輸送力の確保に努めるものとする。
- 3 費用の基準及び支払
輸送業者による輸送或いは車両等の借上げ費用は、運輸省の認可を受けている場合は、その運賃及び料金とするほか、実費の範囲内とする。
なお、官公庁及び公共機関保有の車両使用については、燃料費負担程度とし、自家用車等の借上げについては、謝金として輸送業者に払う料金の範囲内で所有者と協議して定めるものとする。
- 4 応援協力関係
町では、輸送力が確保されず、又は輸送の円滑な実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。
- 5 費用の基準及び支払い
輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げ費用は、国土交通省の認可を受けている場合は、その運賃及び料金とするほか実費の範囲内とする。なお、官公署及び公共的機関所有の車両については、燃料費負担程度の費用とする。

第7節 電気・ガス・水道の供給【総務企画課・上下水道課】

方針

電気、ガス、水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置を行う。

実施内容

1 電気

(1) 災害時における応急工事等

電気事業者は、災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、応急工事を実施するとともに、供給先の住民等への広報を速やかに実施する。

なお、公共施設に対する復旧については、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

(2) 電気の保安

強風、塩害及び浸水等により危険と認められる場合は、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては危険防止に必要な措置を講ずる。

(3) 応援協力関係

電気事業者は、自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の確保を図る。

2 ガス

(1) 災害時における応急工事

ガス事業者は、災害が発生した場合は、被災施設・設備の状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋梁架管、整圧器及び製造設備等に被害があったときは、速やかに応急工事を実施し、供給不良又は不能となった地域への供給再開を行う。

(2) 災害時におけるガスの保安

ガス事業者は、ガス施設等が火災等により危険な状態になった場合又はガス導管の損傷等によってガス漏洩の危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれの応急措置を講じる。

ア ガス製造施設が危険な状態になった場合は、直ちに作業を中止し、安全措置を講じる。

イ ガス導管の折損等によってガス漏洩の危険がある場合は、ガスを遮断する等危険防止に必要な措置を講じる。

ウ 中国四国産業保安監督部、県警察及び町へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(3) 他工事関係におけるガスの保安

ガス導管に関連する各種工事の実施に当たっては、関係者と緊密な連絡のもとに十分な安全措置を講じる。

(4) 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

3 水道

(1) 応急給水の実施

町は、減・断水の状況によっては、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

特に、災害時要援護者に配慮した給水を行う。

(2) 災害時における応急工事

ア 町は、災害発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

イ 取水、導水、浄水の施設が破壊し、給水不能または給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

(3) 水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が混入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民

- に周知する。
- (4) 復旧予定時期の明示
復旧にあたっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
- (5) 応援協力関係
町は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合、日本水道協会岡山県支部、県、非被災市町村に応援を要請する。
要請に当たっては、必要な資機材、給水車の台数、運転手の有無、受け渡し場所、期間を明示する。

第8節 防災営農【農林建設課】

方針

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜に対してなすべき措置を行う。

実施内容

- 1 農地及び農業用施設に対する応急措置
 - (1) 農地
町及び土地改良区は、河川等のはん濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により、湛水排除を図る。
 - (2) 排水機
町及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。
 - (3) ダム・ため池
町及び土地改良区は、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認められたときは、取水・放流管を解放し、下流への影響を考慮のうえ、水位の低下に努める。
 - (4) 用排水路
町は、洪水時には、取水樋門等の操作、水路の水量調整、決壊防止のための応急工事等を行い、水路の溢水防止に努める。
 - (5) 頭首工
町及び土地改良区は、頭首工の保全のため必要な措置を講じるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。
- 2 農作物に対する応急措置
 - (1) 災害対策技術の指導
町及び農業協同組合等農業団体は、県と一体となって、県が被害の実態に即し樹立した災害対策技術の指導を行う。
農作物について被害が発生したときは、農業団体と協同して、被害の実態に即し、必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。
 - (2) 病虫害の防除
町及び農業協同組合等農業団体は、県と一体となって、病虫害の異常発生、又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るための対策について、具体的な防除の実施を指導する。
- 3 家畜に対する応急措置
 - (1) 家畜の管理
町は、県が行う災害発生に伴う家畜の管理についての指導に協力する。
 - (2) 家畜の防疫
町は、県が実施する畜舎等の消毒、家畜への予防注射等について協力する。
- 4 応援協力関係
 - (1) 農業用施設に対する応急措置
 - ア 町及び土地改良区は、湛水排除の実施が困難な場合、県を通じて中四国農政局へ移動ポンプの貸与を依頼する。
 - イ 町は、ダム、ため池、用排水路等について応急工事の実施に必要な人員、資機材の確保について、県及び関係市に応援を要請する。

第9節 水防【総務企画課・農林建設課・消防団】

方針

洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減するよう、水防活動を中心に定める。

実施内容

1 水防活動

(1) 水防団体等の出動

水防管理者（町長）は、水防警報が発表される等水防上必要があると認めたときは、町及び県の水防計画の定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

(2) 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから管轄の水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防、ため池等の管理者及び県に連絡する。ため池管理者においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

(3) ダム、ため池、水門等の操作

ダム、ため池、水門等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて、門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

(4) 水防活動

河川、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等のおそれがある又はそれが発生し、放置しておく危険な場合、水防管理者は、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として水防工法を実施する。

(5) 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及びはん濫する方向の隣接水防管理者等関係者に報告しなければならない。

また、決壊箇所等については、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(6) 避難のための立退き

洪水のはん濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認められる区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示しなければならない。立退きの指示をする場合は、井原警察署長にその旨を通知しなければならない。

2 湛水排除

町及び土地改良区は、河川堤防の決壊等により湛水した場合は、湛水排除を実施するほか、町は、排除ポンプにより排除を実施し、下水道施設が損壊した場合は、直ちにこれに応急措置を施す。

3 応援協力関係

(1) 水防活動

ア 水防管理者は、緊急の必要があるときは、隣接の他の水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して応援を求める。

イ 応援のため派遣される者は、所要の器具及び資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

ウ 水防管理者は、県に対し、水防資機材の支援及び水防工法の指導のための職員の派遣を要請することができる。

第10節 事故災害応急対策

第1 道路災害対策【農林建設課】

方針

道路構造物の被災等により、多数の死傷者等が発生した場合、適切な応急措置について定める。

実施内容

- 1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
 - (1) 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに国土交通省及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
 - (2) 町は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。
- 2 応急活動及び活動体制の確立
 - (1) 道路管理者は、発災後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講じる。
 - (2) 関係機関は、発災後速やかに、必要な体制をとる。
- 3 救助・救急、医療及び消火活動
 - (1) 道路管理者は、町の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救急の初期活動に資するよう協力する。
 - (2) 町及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。
 - (3) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、町は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。
 - (4) 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3章第11節集団事故災害対策により活動を実施する。
- 4 道路、橋梁等の応急措置
 - (1) 道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。
 - (2) 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講じるよう通報する。
 - (3) 道路管理者は、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。
- 5 その他
 - (1) 災害復旧への備え
道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
 - (2) 再発防止対策
道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。
- 6 応援協力関係
町は、応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要請する。また、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、県を通じて（社）日本自動車連盟に協力を要請する。

第2 鉄道災害対策【総務企画課】

方針

鉄軌道における列車の衝突等多数の死傷者の発生する事故災害に対する応急措置及び交通の確保等について定める。

実施内容

- 1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
 - (1) 大規模な鉄軌道事故が発生した場合、鉄軌道事業者は速やかに事故の発生を町及び関係機関に連絡する。
 - (2) 町は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。
- 2 応急活動及び活動体制の確立
関係機関は、発災後速やかに、職員の非常招集、情報収集体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとる。
- 3 救助・救急、医療及び消火活動
 - (1) 関係機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ国の各機関等に応援を要請する。
 - (2) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、町は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。
 - (3) 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3章第11節集団事故災害対策により活動を実施する。
- 4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合は、緊急度に応じて、仮線路の設置、仮橋の架設等の応急工事により交通を確保し、又は他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等により代替交通手段の確保に努める。

第3 航空機事故災害対策【総務企画課】

方針

航空機の墜落炎上等による災害から乗客、地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

実施内容

- 1 町は、航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を収集し、把握できた範囲から直ちに県及び関係機関へ通報する。
- 2 町は、必要に応じ防災関係機関、関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- 3 町は、死傷者が発生した場合、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を施した後、医療機関に搬送する。
- 4 災害の規模が大きく町で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。
また、必要に応じ、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。
県及び他の市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

第4 大規模な火災対策【総務企画課・消防団】

方針

大規模な火災が発生し、又は火災発生時の形態や状況等から大規模化が予測される場合（以下「大規模な火災が発生した場合」という。）に、これに緊急に対処するための消防活動について定める。

なお、この節の「消防活動」とは、主に、情報の収集・連絡、消火及び救助・救急、緊急輸送活動をいう。

実施内容

- 1 情報の収集・連絡
大規模な火災が発生した場合は、町は、直ちに消防組合へ連絡するとともに、火災の状況、

被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、町は、直接消防庁へも連絡する。

2 消火・避難活動

大規模な火災が発生した場合は、町は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防団及び自主防災組織等の協力を得て住民の避難誘導等の活動を行う。

3 交通の確保・緊急輸送

大規模な火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

4 救助・救急活動

ア 火災による人的被害が発生した場合は、町及び消防団は、消防組合に協力して救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3章第11節集団事故災害対策により活動を実施する。

5 応援協力関係

町は、火災及び被害の規模に応じて、県及び他市町村に応援を要請する。また、県及び他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

第5 林野火災対策【総務企画課・農林建設課・消防団】

方針

林野火災が発生した場合、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

実施内容

1 情報の収集・連絡

(1) 大規模な林野火災が発生した場合は、町は直ちに消防組合へ連絡するとともに、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡し、県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ他の関係機関に連絡する。

(2) 情報連絡に当たっては、関係機関が統一のとれた判断の下に各種応急対策を実施するため、町が作成した林野火災防御図を共通のメッシュ地図として使用する。

2 応急活動及び活動体制の確立

(1) 町は、林野火災対応の中核として、すべての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置する。

(2) 町本部が設置された場合は、後方支援本部の業務は町本部が行う。

3 消火・避難活動

(1) 林野火災が発生した場合、消防組合は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

(2) 町は、必要に応じて消防団や自主防災組織等の協力を得て住民の避難誘導等の活動を行う。

4 交通の確保・緊急輸送

大規模な林野火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

5 救助・救急活動

(1) 林野火災による人的被害が発生した場合は、町及び消防団は、消防組合に協力して、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

(2) 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3章第11節集団事故災害対策により活動を実施する。

6 消防防災ヘリコプターの要請と運用

(1) 町は、林野火災の拡大が予想されるとき、又は延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と認めるときは、消防防災ヘリコプターを要請する。

(2) 消防防災ヘリコプターによる偵察及び空中消火等は、時期を逸することなく早期に実施できるように努める。

- (3) 消防防災ヘリコプターの要請は、「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」に基づき実施する。
- (4) 消防防災ヘリコプターの主要業務は、上空偵察、空中消火、搬送業務及び救助活動とする。

7 応援協力関係

- (1) 町は、林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。
また、町で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。
- (2) 町の消防力のみでは対処できない林野火災の場合は、市町村又は都道府県の区域を超えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。

第6 危険物等災害対策【総務企画課・消防団】

方針

危険物施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合、住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置等を実施する。

実施内容

1 危険物等施設

- (1) 危険物等施設の所有者、管理者及び占有者の措置
 - ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動するなど必要な応急措置を講じる。
 - イ 町及び県警察へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう勧告する。
 - ウ 自衛消防隊その他の要員により、初期応急活動を実施するとともに、必要に応じて他の関係企業の応援を得て、延焼防止活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
 - エ 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在及び品名、数量、施設の配置並びに災害の対応を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。
 - オ 事業者は、災害発生後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
 - カ 事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講じる。
 - キ 事業者は、消防機関、県警察等と緊密な連携の確保に努める。
 - ク 事業者は、災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講じる。
 - ケ 大量の危険物等が事業所外に漏洩した場合は、現場の事業者等は、防除措置を講じる。
防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。
- (2) 町の措置
 - ア 災害発生について県へ直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。
 - イ 危険物等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
 - ウ 災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
 - エ 消防計画等により消防機関を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告を受け、必要に応じて関係企業の協力を得て救助、消火活動を実施する。

オ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力では、対処できないときは、他市町村に対して応援を要請する。

カ 消防機関の到着後は、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の対応を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

キ さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

ク 危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対応を講ずる。

2 危険物等積載車両

危険物等輸送機関、町は、それぞれ上記に準じた措置を講ずる。

3 その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3章第1.1節集団事故災害対策により活動を実施する。

第7 高圧ガス災害対策【総務企画課・消防団】

方針

高圧ガス施設等及び移動中の高圧ガス等が火災等により危険な状態になった場合、又は爆発等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防止するための応急的保安措置を講じる。

実施内容

1 高圧ガス施設

(1) 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者の措置

ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の応急措置を講じる。

イ 県、県警察及び町の指示する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

ウ 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い、防災活動を実施する。エ事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

エ 事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

オ 事業者は、消防機関・県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 町の措置

ア 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合は、直接消防庁へも連絡する。

イ 製造業者（コンビナート製造業者を除く。）、貯蔵所の所有者・占有者、販売業者（液化石油ガス販売業者を除く。）、消費者等に対し、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所等の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費、廃棄等の一部禁止又は制限をする。

ウ 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者・占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じる。

エ 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

オ 災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

カ 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

キ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市に対して応援を要請する。

ク さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

2 高圧ガス積載車両

高圧ガス輸送事業者及び町は、それぞれ危険物等施設の場合に準じた措置を講じる。

3 その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3章第1節集団事故災害対策により活動を実施する。

第8 火薬類災害対策【総務企画課・消防団】

方針

火薬類施設及び移動中の火薬類等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

実施内容

1 火薬類関係施設

(1) 火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者の措置

ア 施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講じる。

イ 火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、これを移し、かつ見張人を付け、移す余裕のない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口等を密閉し、防火の措置を講じる等安全な措置を講じる。

ウ 県・県警察及び町へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

エ 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い、防災活動を実施する。

オ 事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

カ 事業者は、災害発生後速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

キ 事業者は、消防機関・県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 町の措置

ア 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。

イ 火薬類の所有者・占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

ウ 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

エ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市に対して応援を要請する。

オ さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

2 火薬類積載車両

(1) 火薬類輸送事業者の措置

1 (1)に準じた措置を講じるほか、鉄軌道車両について災害が発生した場合は、中国運輸局（岡山運輸支局）へも通報する。

(2) 町の措置

1 (2)に準じた措置を講じる。

3 その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3章第11節集団事故災害対策により活動を実施する。

第9 有害ガス等災害対策【総務企画課】

方針

特定施設等について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）が大気中又は公共用水域に多量に排出された場合は、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあるので、直ちに応急の措置を講じるとともに速やかに復旧措置を講じる。

実施内容

1 特定施設等の設置者の措置

(1) 事故発生時には、応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧する。

(2) 町又は県に事故状況を通報するとともに、必要に応じ付近住民等が避難するために必要な措置を講じる。

(3) 町又は県の措置があった場合、これに従う。

2 町の措置

町長は、有害ガス等が大気中又は公共用水域に多量に排出され、地域住民の人体に重大な危害を及ぼすおそれがある場合、当該地域住民等に対する警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の勧告、指示等により人身への被害を防止する。

3 その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3章第11節集団事故災害対策により活動を実施する。

第10 流出油対策【関係各課】

方針

町は、住民等から、水路、道路等への油流出の通報があった場合、消防組合等へ連絡し、状況を調査し、原因を突き止め、原因者に油の処理と装置等の修復をさせる。

実施内容

1 被災現場を所管する課が担当し、その他の課はこれに協力する。

2 原因者不明または原因者において直ちに処理不能の場合は、町が処理対策を実施する。この場合、必要に応じ、消防組合に吸着マット、オイルフェンス等の処理資材の確保を依頼するとともに、指導、協力を求める。

3 処理の経費は原因者負担とする。

4 被害の状況により引火のおそれがあると判断した場合は、関係者と連絡をとり、立入禁止区域の設定等必要な措置をとる。

第11 放射性物質災害対策【総務企画課】

方針

医療用、工業用及び発電用の放射性物質の取扱いによる事故や放射性物質の発見等事故の発生、又は、そのおそれがある場合、地域住民の安全を確保するため、放射性物質取扱事業者（所有者、占有者、発見者等を含む。）及び防災関係者等の初動体制を確立し、相互に緊密な協力のもとに各種応急対策を実施し、被害の拡大を防止するとともに、事後対策に必要な措置を定める。

実施内容

1 対象とする事象

(1) 放射性物質を取り扱う事業所に係る事故等

放射性物質を取り扱う事業所における事故及び輸送中の事故により、当該放射性物質が飛散、漏えい又はそのおそれがある事態を生ずることをいう。

(2) 放射性物質の発見

金属スクラップ等に混入した放射性物質がスクラップ取扱事業者等の管理する場所において見つかること等をいう。

2 事故等の応急対策

(1) 放射性物質取扱事業者及び放射性物質を発見した事業者等が行う措置

ア 連絡通報体制

事故等が発生し、その影響が周辺地域に及び、又はそのおそれがあるときは、原子炉等規制法又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用を受ける場合、事業所等は、その定めるところにより、直ちに関係機関への通報を行う。

また、放射性物質の発見者等は、「放射性物質の取扱上の事故の発生時における情報の収集及び伝達の系統」により、直ちにいずれかの関係機関に通報する。

イ 被害の拡大防止

(ア) 消火その他の事故の鎮静化措置

(イ) 立入制限区域の設定による被ばくの防止

(ウ) 放射性物質の安全な場所への移動等、放射能汚染の防止または汚染の拡大防止

(エ) 放射線に被ばくした者の救護及び除染

(オ) その他放射線障害の防止に必要な措置

(2) 町の行う措置

町は、国、県と連携し事故の状況に応じ、次の措置を講じる。

ア 事故の状況把握と周辺住民への情報提供

(ア) 事故の様態に応じた避難の指示等

(イ) 事故の鎮静に必要な消火その他の措置

(ウ) 被ばく者の救助等

(エ) 汚染の拡大防止及び除染

イ 地域住民に対する広報

なお、上記の措置の実施が困難のときは、県へこれらの措置の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

第11節 集団事故災害対策【全課】

方針

交通事故，爆発，有害物質の放出等の事故災害により一時に多数の死傷者が生じ，日常の単発的小災害に対する体制では救急対策が困難な場合において，総合的な救急体制を確立し，救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

実施内容

1 総合救急対策本部の設置

交通事故，爆発，有害物質の放出等により一時に多数の傷病者が生じ，関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合，町長は，総合救急対策本部を設置する。

- (1) 町長は，自ら又は適当な職員若しくは他の関係機関の代表を指名して総合救急対策本部の総合的な調整に当たらせる。
- (2) 総合救急対策本部は，事故現場に近く，かつ，通信連絡に便利な場所に設置する。

2 総合救急対策本部の責務

関係機関が実施する次の救急医療等の業務の調整を行い円滑な実施を図る。

- (1) 災害現場での救助
- (2) 現場付近での応急手当
- (3) 負傷者の分類
- (4) 収容医療施設の指示
- (5) 医療施設への搬送
- (6) 死体の処理

3 事故発生時における措置

(1) 事故発生責任者（企業体等）

ア 事故発生後直ちに町，消防組合，警察署及び状況に応じて海上保安部に通報するとともに自力による応急対策を行う。なお，必要に応じて，その他の関係機関に協力を要請する。

イ 総合救急対策本部が設置された場合は，当該事故発生責任者の代表は，これに参加し救急及び防災活動を行う。

(2) 町の措置

ア 町長は，通報その他により事故の発生を覚知したときは，直ちに総合救急対策本部を設置し，関係機関に協力，応援を要請するとともに，矢掛病院に協力を求める。

イ 町長は，総合救急対策本部を設置したときは，知事（危機管理課）に通報する。

ウ 町長は，事故対象物が特殊な物質で応急対策を講じる上で特別の知識を必要とする場合は，当該知識を有する者に対し，協力を要請する。

(3) 消防組合，警察署及び空港出張所の措置

ア 通報その他により事故の発生を覚知したときは，直ちに町長に通報するとともに，所定の応急活動を実施する。

イ 総合救急対策本部が設置された場合は，これに参加し，関係機関と協力して救急及び防災活動を実施する。

(4) 日本赤十字社岡山県支部及び地元医療関係機関の措置

町長の要請により，救護班，医療班及び応援部隊を派遣する。

4 応援協力関係

(1) 救急対策協議会の設置

ア 町長は，町内において，救急関係機関の代表をもって構成する救急対策協議会を設置する。

イ 協議会は，町の実状に即した総合救急体制の組織及び運営要領を定めるとともに，関係機関相互の連絡調整を行い，総合救急訓練等を実施し，常に緊密な体制を維持する。

- (2) 関係機関は，町の実施する総合救急体制の整備及び総合救急活動の実施に積極的に協力する。

第12節 自衛隊の災害派遣【総務企画課】

方針

天災、地変その他の災害が発生し、又は発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

1 自衛隊の活動範囲

- (1) 被害状況の把握及び伝達
- (2) 避難者の誘導、輸送支援
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の応急復旧
- (7) 診療、防疫の支援
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊飯及び給水の支援
- (11) 救援物資の無償貸与又は譲与
- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物の除去等
- (14) その他

2 災害派遣要請等手続

- (1) 知事等（災害派遣要請権者）の派遣要請

知事等は、収集した被害情報及び町の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、直ちに自衛隊の派遣を要請する。

- (2) 町長の派遣要請の要求

ア 町長が自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

イ 町長は、アによって知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、町長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

3 連絡担当者

- (1) 町長は、部隊の派遣について通知を受けたときは、関係職員の中から連絡担当者を指名して現地に派遣する。
- (2) 連絡担当者は、部隊の受入及び作業について現地における町の責任者として、県の現地責任者と連携を密にして、県・部隊及び長との連絡に当たる。

4 派遣要請後の措置

町長は、部隊の派遣を受けたときは、次の措置を講じて部隊の作業を援助し、災害派遣要請の目的を達するよう努める。

- (1) 部隊と応急措置に従事する消防団、その他地元地区民との協調を図る。
- (2) 自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の準備をする。
- (3) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (4) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業方の機関と競合重複することがないように、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (5) ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、ヘリポートを準備する。

5 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 町長は、部隊の派遣を受けたときは、自衛隊の救援活動に要した経費を負担する。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地，建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営，救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。），水道料，汚物処理量，電話料等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達，借上げ，その運搬，修理費

エ 県等が管理する有料道路の通行料

(2) 経費の負担区分について，疑義が生じた場合又はその他必要経費が生じた場合は，その都度協議して決定する。

6 撤収要請依頼

町長は，自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは又は必要がなくなったときは，速やかに，災害派遣要請権者に対して，自衛隊の撤収要請を依頼する。

第13節 応援及び雇用【総務企画課】

方針

大規模な災害が発生した場合、町だけでは、対応が不十分となることが考えられるため、防災関係機関等に対する応援の要請や必要な要員の雇用について定める。

実施内容

1 他市町村等に対する応援要請

- (1) 町長は、災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは知事を通じ、又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。
- (2) 町長の応援要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。
ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で行い、事後文書によって処理する。
 - ア 被害状況
 - イ 応援を要する救助の種類
 - ウ 応援を要する職種別人員
 - エ 応援を要する期間
 - オ 応援の場所
 - カ その他応援に関し必要な事項

2 労務者等の雇用

- (1) 賃金の支給
労務者等の雇用による賃金の支給は、その時における雇用地域の慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別に基準のあるものについては、この限りでない。
- (2) 労務者等の雇用の範囲
災害救助法による救助実施のために行う労務者雇用の範囲は、次のとおりとする。
 - ア り災者の避難
 - イ 医療及び助産における移送
 - ウ り災者の救助
 - エ 飲料水の供給
 - オ 救助用物資の支給
 - カ 死体の捜索及び処理
- (3) 奉仕団等の協力
奉仕団等は、災害応急対策の実施のため必要があるときは、町に自発的に協力して関係業務に従事する。
 - ア 赤十字奉仕団
 - イ 青年団
 - ウ 婦人会
 - エ 自主防災組織、町内会、自治会
 - オ 大学、高等学校（学生、生徒）
 - カ 職業訓練校（訓練生）

第14節 ボランティアの受入、活動支援計画【保健福祉課】

方針

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、町、県、県・町社会福祉協議会、日本赤十字社岡山県支部等が連携を保ちながら、ボランティア申出者の調整ができる体制を整備する。

実施内容

1 応急対応

(1) 町・県の措置

町・県本部は、日本赤十字社岡山県支部、県・市町村社会福祉協議会と連携し、被害状況等の情報を交換しながら、生活支援、医療等の各分野毎のボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、申出があったボランティアを分野毎のボランティアを所管する組織に振り分ける。

また、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数等について全国に情報提供し、参加を呼びかける。

(2) 日本赤十字社岡山県支部の措置

日本赤十字社岡山県支部は、先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に養成し、又は募集したボランティアにより、救助活動を行う。

(3) 社会福祉協議会の措置

県・町社会福祉協議会は、被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。

ア 県社会福祉協議会は県災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

(ア) ボランティアに関するニーズ（種類、人数等）についての情報収集提供

(イ) 広域的なボランティアの受付、指導、コーディネート等

(ウ) 県内の他市町村社会福祉協議会及び他県の社会福祉協議会への協力要請等の連絡調整

(エ) 県本部や町本部との連絡調整

(オ) その他町災害ボランティアセンター及び近隣市町災害ボランティアセンターの活動の支援に関すること

イ 矢掛町社会福祉協議会は、町の要請に基づき、町災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

(ア) 被災地のボランティアニーズの把握

(イ) ボランティアの受付及び登録

(ウ) ボランティアのコーディネート

(エ) ボランティアに対する具体的活動内容の指示

(オ) ボランティアリーダー及びボランティアの派遣

(カ) ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給

(キ) ボランティア活動の拠点等の提供

(ク) ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの派遣要請

(ケ) その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

ウ 町災害ボランティアセンターが被災により機能を十分に果たせない場合、その近隣市町の社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター及び町災害ボランティアセンターと協議の上、近隣市町災害ボランティアセンターを設置し、町災害ボランティアセンターの機能の一部又は全部を担う。

(4) 専門ボランティアの受入及び派遣の調整

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳・要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入及び派遣に係る調整等を行う。

(5) ボランティアの健康に関する配慮

ア 町，関係機関等は，それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し，無理のない範囲で活動できる環境づくりを行う。

イ 町，関係機関等は必要に応じ，医師，看護師等の派遣，救護所の設置，健康相談の実施等の措置を講じる。

第15節 義援金品等の募集・受付・配分【総務企画課・保健福祉課・会計課】

方針

災害が発生した場合、各方面から町等に対して寄託される義援金品等の募集・受付・配分等について定める。

実施内容

町は、町社会福祉協議会、民生児童委員協議会等の協力により、災害義援金品の募集及び配分を実施する。

1 募集

(1) 町域内に大災害が発生した場合

募集については、立看板、ポスターの掲示及び各種団体関係機関を通じ、一般住民に呼びかけるとともに、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及び県に協力を求める。ただし、個人から募集する援助は、原則として義援金のみとする。

(2) 県内及び他の都道府県に大災害が発生した場合

町は関係機関と協議し、それぞれの機関を通じて義援金品の拠出を呼びかける。

2 集積

募集に基づき、或いは任意提出される義援金品の集積は、次の方法によるものとする。

(1) 各家庭から募集したときは、町内会、自治会或いは民生委員協議会等の組織で、各家庭を訪問して集積し、或いは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積するものとする。

(2) 小中学校生徒或いは工場における職域募集等によって集積されたものは、それぞれの単位機関において一括引継ぎを受けるものとする。

(3) 個人等で募集配分期間に申し出のあったものについては、それぞれ申し出を受けた機関で受け付け、その都度又は一定期間にまとめてそれぞれ単位機関別に指定した場所に集積するものとする。

(4) (1)によるときは拠出者名簿を、(2)によるときは義援金品引継書を、また、(3)によるときは義援金品受領書を作成し、或いは発行してそれぞれ整備保管するものとする。

3 引継ぎ

募集期間で受け付け募集した義援金品の輸送及び引継ぎは、次の方法によるものとする。

(1) 義援物資の引継ぎ

集積した義援金品は、町において荷造りし、被災地を所管する配分機関に送付するものとする。ただし、集積物資が少なく輸送等まとめて行うことが適当な場合においては、県単位機関において、一括配分機関に引き継ぐものとする。

(2) 引継ぎの記録

義援金品の引継ぎに当たっては、義援金品引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておくものとする。

4 配分

引継ぎを受け或いは受け付けた義援金品は、次の方法によって配分するものとする。

(1) 配分の基準

配分の基準は概ね次のとおりとするが、特定物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行うものとする。

ア 一般家庭用物資

全失世帯 1

半失世帯 1/2

床上浸水世帯 1/2

イ 無指定金銭

死者（行方不明で死亡と認められるものを含む。） 1

重傷で障害が相当残る程度の者 1/2

その他重傷者 1/3

全失世帯 1

半失世帯 1/2

(注) (1) 床上浸水10日以上の子帯にあつては、物資、金銭とも半壊の基準によるものとする。

(2) 必要にちじ、金銭で物資を購入して配分することがあるものとする。

(2) 町における配分

県及び町単位機関で受けた義援金品は(1)に定める基準を参考にして、民生委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分するものとする。なお、各世帯別配分に当たっては「衣料品、生活必需品その他物資供給計画」に定める配分手続きに準じて行うことを原則とするが、配分物資の条件が異なるので、実情に即して適宜その手続きを変更して差し支えないものとする。

(注) 死亡者、負傷者に対しての金銭は、その者の住所で行うものとする。(他市町村で死亡した者でも関連災害の場合は、その者の住所で配分することがある。)ものとする。

(3) 配分の時期

配分は、できる限り受け又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援金品が少量、小額時の配分は、世帯別配分を不可能にし、かつ、労力等経費の浪費ともなるので、一定量に達したときに行う等配分の時期には、十分留意して行うものとする。

ただし、腐敗、変質のおそれがある物質については、速やかに適宜の処理をするように常に配意して扱うものとする。

5 義援金品の管理

義援金及び義援物資は、次の方法により町において管理するものとする。

(1) 金銭の管理

現金は、町の歳入歳出外現金として、会計管理者が保管管理するものとする。

(2) てん末の記録

義援金品の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕するものとするが、輸送その他に要する経費は、それぞれの実施機関において負担するものとする。

ただし、実施機関における負担が不可能な場合には、義援金品の一部をこの経費に充当して差し支えないものとするが、経費の証拠記録は整備保管しておくものとする。

第4章 災害復旧計画

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 1 町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。
- 2 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害のある人、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進する。
- 3 町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県等に対し、職員の派遣その他の協力を求める

第2節 被災者等の生活再建等の支援【全課】

- 1 被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。
- 2 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。
- 3 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や被災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に被災証明を交付する。
- 4 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。
- 5 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。
- 6 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等、被災者の負担の軽減を図る。
- 7 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に添った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。
- 8 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- 9 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった県、市町村及び避難先の県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 10 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。
- 11 町は、平常時から、住民の基本情報と住所の地理情報とを連携させた防災対策に活用できる住民情報の基盤を作るとともに、被災後の被害の調査から罹災証明発行後までの各種支援業務フローを整理するなどして、上記の生活再建支援策等を被災直後から迅速に実施できるよう体制整備に努める。

第3節 公共施設等災害復旧事業【関係各課】

公共施設等の復旧は常に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、更に関連事業を積極的に採り入れて施行する。

したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実状に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、できるだけ速やかに完了するよう施行の促進を図る。

公共施設の復旧は、被災原因を除去する復旧を行い、必要に応じて改良復旧事業を検討する。

したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実情に鑑み、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、できる限り速やかに完了するよう施工の促進を図る。

[災害復旧事業の種類]

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 海岸災害復旧事業
 - (3) 砂防設備災害復旧事業
 - (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (5) 地すべり防止施設災害復旧事業
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - (7) 道路災害復旧事業
 - (8) 港湾災害復旧事業
 - (9) 漁港災害復旧事業
 - (10) 下水道災害復旧事業
 - (11) 公園災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 水道災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 その他の災害復旧事業

第4節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成【関係各課】

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律及び予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

- 1 法律等により一部負担又は補助するもの
 - (1) 法律
 - ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
 - イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
 - ウ 公営住宅法
 - エ 土地区画整理法
 - オ 海岸法
 - カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ク 予防接種法
 - ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- サ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
- (2) 要綱等
 - ア 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
 - イ 都市災害復旧事業国庫補助
 - ウ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助
- 2 激甚災害に係る財政援助措置
 - (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 障害者支援施設等災害復旧事業
 - ケ 婦人保護施設災害復旧事業
 - コ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - サ 感染症予防事業
 - シ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内，公共的施設区域外）
 - ス 湛水排除事業
 - (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
 - (3) 中小企業に対する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (4) その他の財政援助措置
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資機材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設，公立学校施設，農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第5節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置【関係各課】

1 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し，農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため，天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法，政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の災害によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、県中小企業支援資金融資制度のほか、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付を要請するとともに、激甚災害として指定された場合は、信用保証協会の災害特例保証、小規模企業等設備導入資金の償還期間の延長が適用される。

3 住宅復興資金

住宅に災害を受けた者に対して、住宅金融支援機構法の規定により、災害復興資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

4 更生資金

(1) 災害援護資金

県内で災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け、又は身体に重傷を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、市町村は災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金等の貸付けを行う。

5 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

第6節 低所得者及び生活困窮者に対する住居対策【保健福祉課】

1 低所得世帯に対する住宅融資対策

低所得世帯或いは母子世帯及び寡婦世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった者で、住宅を補修し、又は被災をまぬがれた非住家を改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して、次の資金の貸付けを行う。

(1) 災害援護資金

(2) 生活福祉資金の災害援護資金

(3) 母子福祉資金の住宅資金

(4) 寡婦福祉資金の住宅資金

2 生活困窮者に対する施設収容対策

災害により住宅を失い、又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、生活困窮者等で社会福祉施設の入所施設に収容することが適当な者について、次の方法により、収容するものとする。

(1) 収容施設別対象者

施設への収容者は、次の条件に該当するものとする。

ア 保護施設

(ア) 生活困窮世帯であること。

(イ) 扶養者がいない者であること。

イ 老人福祉施設

(ア) 原則として65歳以上の老人であること。

(イ) 生活困窮世帯であること。

(ウ) 居住において援護を受けることができないものであること。

ウ 児童福祉施設

(ア) 生活困窮世帯であること。

(イ) 母子生活支援施設にあっては、母子世帯であること。その他の施設にあっては、児

童のみの世帯又は児童を養育することのできない世帯であること。

(2) 入居手続

町長は、り災者のうち社会福祉施設へ収容する必要を認めるときは、備中県民局長へ連絡し、次の手続により収容するものとする。

ア 保護施設

備中県民局長は、所定の調査をし、施設長と連絡して収容するものとする。

イ 老人福祉施設

備中県民局長は、所定の調査をし、施設長と連絡して収容するものとする。

ウ 児童収容施設

母子寮にあつては備中県民局長は、所定の調査をし、施設長と連絡して収容するものとし、その他の施設にあつては、所管児童相談所長に通報し、児童相談所長が所定の調査をし、適当な施設に収容するものとする。

***資料 1 - 1 8 災害融資制度**